

休戰規約ノ條件ニシテ假令一方ニ違反アルモ直ニ全約ヲ廢棄スルニ至ルコトヲ欲セサル事情アルモノニ關シテハ特ニ賠償ノ制裁ヲ設クルコトアリ、此ノ如キ場合ニ於テハ其ノ賠償ヲ收メテ規約全体ノ効力ヲ繼續スヘキコト勿論ナリ。

或ハ又違約ノ場合ニ賠償ヲ徵スルト全約ヲ廢棄スルトハ違反ノ爲ニ不利益ヲ被ル一方ノ擇ム所ニ任スルコトアリ、此ノ如キ場合ニ於テ賠償ヲ徵スルニ決センカ規約全体ハ尙ホ有効ナリ。

豫メ賠償ヲ規定スル場合ニ於テモ此ノ賠償ハ違約ニ對スル賠償ニシテ違約ノ爲ニ起リタル損害ノ賠償トハ自ラ別ナルコトヲ記憶セサルヘカラス、例ヘハ休戰開始ノ後ニ至リ之ヲ知ラサル兵士アリテ敵ノ兵士ニ銃傷ヲ負ハンメタリト假定センカ違約賠償ノ外別ニ負傷者ノ治療ニ對スル損害ヲ賠償セシメラル、コトアルヘキナリ。

(參照) ホルチェンドルフ第四卷第百二十節

○ハレット下卷第二十九章第九節

第七節 休戰規約ノ一部違反

休戰規約ニ違反スル行爲アル場合ニ於テ其ノ違反ハ交戰國ノ意志ヨリ出ツルニ非ス、其ノ軍隊ノ一部分又ハ其ノ將士ノ一人ノ所爲ニ出ツルトキハ之ヲ以テ一部違反ト爲シ、之カ爲ニ不利益ヲ被ル一方ハ唯々其ノ軍隊將士ノ懲罰ヲ要請シ其ノ強力ヲ加ヘタル人又ハ物(俘虏分捕)ハ返還セシメ又場合ニ依リ損害賠償ヲ要請スルニ止マルヘシ、爲ニ全体ノ規約ヲ廢棄シテ直ニ開戰スルコトアルヘカラス、但シ反對ノ一方ニ於テ軍隊將士ノ懲罰ヲ行ハス或ハ却テ之ヲ庇護スル形跡アルトキハ視ルニ一部違反ヲ以テセスシテ全約ヲ廢棄スルモ亦其ノ權内ナルコト明ナリ。

ブルッセル宣言第五十二條ニ曰「一個人カ自己ノ發意ヲ以テ即チ上官ノ命令ニ依ラス休戰規約ノ條項ニ違背シタルトキハ單ニ違背者ノ懲罰ヲ要請シ、若シ損害アルトキハ其ノ賠償ヲ要求スル權利ヲ生スルノミ。」

若シ又休戰規約ノ一方ニ於テ之ヲ履行スル意志ハ十分ニ存スレト實力ニ乏シキカ爲ニ部下軍隊將士ノ違反ヲ制止スルコト能ハサルトキハ反對ノ一方ハ對手ノ履行不能ノ廉ヲ以テ全約ヲ廢棄スル權利アリ。

(參照)ホルチェンドルフ第四卷第百二十節

○ブルンチェリ公法第六百九十六節

○グニエ上卷第二百四十六頁

○ハレック下卷第二十九章第五節

第八節 休戰規約ノ報知

休戰ノ規約成リタル後ハ之ヲ知ラスシテ無用ノ加害ヲ行フコトヲ避クル爲ニ双方ニ於テ成ルヘク速ニ全軍ニ報知スヘク、一部休戰ノ場合ニ於テハ其ノ關係ノ軍隊ニ報知セサルヘカラス。

ブルッセル宣言第四十九條ニ曰「休戰ハ公式ヲ以テ速ニ之ヲ關係ノ官廳及軍隊ニ通知スヘシ。通知ノ後ハ直ニ鬪戰ヲ中止スヘキモノナリ。」

若シ休戰ノ始マル後ニ至リ之ヲ承知セサル軍隊ノ一部分ニ於テ鬪戰的ノ作用ヲ爲スコトアリトセンカ、是レ其ノ惡意ニ原因スルヤ否ヤヲ辨別セサルヘカラス、若シ惡意ヲ以テ報知ヲ怠リシニ非サルコト明白ナレハ關係ノ一方ハ契約ヲ破リ公法ニ背クノ罪ニ坐セス、然レトモ怠懈ニ出テタリヤ將タ事實止ムヲ得サルニ出テタリヤニ依リ責任ヲ異ニス、若シ怠懈ニ出テタリトセンカ既ニ契約ヲ守ルヘキ義務ヲ認ムル以上ハ司令官又ハ兵士ノ加ヘタル損害ニ對シ賠償ノ責ニ任セサルヘカラス、之ニ反シ報知遲達ハ事實止ムヲ得サルニ出テタルコト明ナル場合ニ於テハ此ノ義務ナシ、即チ遠隔ノ地ニ在ル軍隊并ニ海上ニ在ル兵艦ノ如キハ事實ニ於テ速報シ難キ場合アリ。休戰ノ始マル後ニ於テ錯誤ニ因リ敵ノ兵士ヲ捕擒シ、敵ノ艦船ヲ拿獲シ物件ヲ分捕シタルトキハ、怠懈ニ出ツルト事實ニ於テ報知ノ豫猶ナカリシトチ問ハス、悉ク之ヲ敵ニ返還セサル可カラス、又新ニ敵ヲ退ケテ其ノ地ニ侵入シタル場合ハ軍ヲ返サ、ル可カラス、ロイ概言セハ休戰以後ノ加害ニ二種

アリ、即チ回復スヘカラサルモノ及回復スヘキモノ是レナリ、其ノ回復スヘカラサルモノハ事實報知ノ豫猶ナカリシ場合ニ於テ賠償ノ義務ナシ、其ノ回復スヘキモノハ事實報知ノ豫猶ナカリシニ拘ラス回復即チ敵ニ返還セサルヘカラサルヲ原則トス。但シ上卷第二百三十七頁シヅエユニ依レハ他ノ一方ノ抵抗ナシニ得タル利益ハ回復ニ及ハサルナリ。

若シ惡意ヲ以テ報知ヲ爲サス、故意ニ休戦以後ニ至リ敵ノ虚ニ乘シテ加害セシメタルコト明白ナル場合ハ反對ノ一方ニ於テ直ニ休戦規約ヲ破棄シテ開戦スル權利アリ。若シ惡意ノ規約違反ニシテ交戦者ノ本意ニ出テタルニ非スレテ一個ノ將士ノ意志ヨリ出タル場合ニ在テハ其ノ將士ニ於テ賠償ノ責ニ任スヘク、彼レ之ニ堪ヘサレハ其ノ政府ニ於テ賠償ノ義務アリ、且嚴重ニ其ノ將士ヲ懲罰セサルヘカラス、然ラサレハ政府之ヲ誘導シタルノ疑ヲ生ス。

兩軍相對立スル場合ニ於テ其ノ一方ハ既ニ休戦ノ事實ヲ知ルモ反對ノ一方

ハ未ダ之ヲ知ラサルトキハ、既ニ知ル者ヨリ未ダ知ラサル者ニ之ヲ通告スルヲ適當トス、而シテ是レ双方ノ合意ヨリ起ルコトナレハ通告セサルヲ以テ利益ナリトスル場合ニ於テモ此ノ利益ヲ收メスシテ公平ニ通告スルヲ至當トス。但シ通告ヲ受クル一方ニ於テ其ノ眞偽ヲ糺シ誤テ敵ノ奇計ニ陥ラサルニ注意スヘキハ勿論ナリ。

休戦ヲ神速ニ且精密ニ全軍ニ報知スルハ自國ノ爲ニ取リテモ甚ダ緊要ナルコト獨佛戰爭ニ於テブルバキーノ率井タル東北軍隊ノ不幸ナル出來事ニテモ知ルヘシ、即チ千八百七十一年二月二十九日ヲ以テ佛國東軍ノ司令長官クランシヤン大佐ハ一般休戦ノ報知ヲ得タリ然レトモ東南諸軍ハ規約以外タルノ報知ヲ得サリキ、故ニ全軍休戦ノ地勢ヲ取リテ戰鬪ノ備ヘテ爲サ、リシニ將官マントイフェルハ急ニ之ヲ圍撃シタリ、因テブルバキーハ全軍八万ノ兵士ヲ以テ瑞西國境内ニ投シ敵ノ殺傷捕擒ヲ避クルノ止ムヲ得サルニ陥レリ。シヅエユハ此ノ場合ニ於テ普軍ノ義心ニ乏シキヲ痛論セリ然レトモ普軍ハ休戦ヲ敵軍ニ通知スルコトヲ爲サ、リシニ非ス唯ダ休

戰以外タルコトヲ通知セザリシモノ
ナレハ公法違反ナリトハ論シ難シ

(參照)ホルチェンドルフ第四卷第百二十節

○グエユ上卷第百二十七頁

○ブルンチェリ公法第六百九十節及第六百九十二節

○ハレック下卷第二十九章第五節

第九節 休戰規約ノ始終

休戰規約ハ締結ノ時ヨリ直ニ有効ナルモノアリ、又ハ一定ノ時期ノ至ルヲ
待テテ有効ナルモノアリ。實際ニ於テハ各軍艦隊ニ遺漏ナク周知セシムル
猶豫ヲ要スルヲ以テ未來一定ノ時ヲ指定シテ開始ノ期トスルニ如カス。若
シ有効時期ヲ定ムルトキハ休戰ハ此ノ時期ヨリ實行ス。何月何日ヨリ始マ
ルト規定シタル場合ハ其ノ一日ヲ休戰期間ニ算入ス、而シテ別ニ時刻ヲ指
定セサルトキハ其ノ日ノ初時午前ヲ以テ開始ノ時トス、若シ時刻ヲ指定シ
タルトキハ其ノ一時ノ初ノ一分ヲ以テ開始ノ時トス。

以上ハ一般ノ慣例ナリ、然レトモ獨リ英國ノ慣行ハ相違セリ、即チ英國ニ
於テハ指定シタル最初ノ一日ヲ以テ休戰期間ニ算入セサルナリ。例ヘハ
「五月一日以後」ト指定シタルトキハ一日ヲ除キ二日ノ午前零時ヨリ始マ
ルモノト看ルナリ。學說トシテハ獨リグロシウス此ノ說ヲ取ルノミ、他
ハ皆之ヲ排斥セリ、然レトモ實際ニ於テハ疑義ヲ避クル爲ニ日時ヲ明示
スルヲ宜シトス。

休戰ノ終止ニ關シテハ規約ニ於テ終止時期ヲ指定スルモノアリ、又之ヲ指
定セサルモノアリ。

期限ヲ指定スル場合ニ於テハ其ノ期限ノ長短ニ定則ナシ、最モ永キハ和睦
ノ爲ニスルモノナレトモ大抵數月ヲ出ツルコトナク、若シ期限ニ至リ未ダ
和睦ノ目的ヲ達セサルトキハ更ニ延期ヲ爲スコトアリ。歴史ニ於テ數年ニ
渉ル休戰ヲ約シタル例アリ。昔日ハ回々教ト基督教トノ間ニ永ク平和ヲ缺
クモノトシタルニ因リ、土耳其ト他ノ諸國トノ間ノ關係ハ平時ニ於テモ猶

ホ之ヲ休戰ト爲シタリ、然レトモ千七百年ノ中頃ヨリ此ノ事止ミヌ。千六百〇九年和蘭ト西班牙トノ間ニ於ケル休戰ハ十二箇年トシ、千六百八十四年ノ墺太利ト佛蘭西トノ休戰ハ二十箇年トシタリ。近時ニ至ルニ及ヒ長年月ノ休戰ハ漸ク減少セリ。休戰年間タリトモ新シキ事件ニ就キ分争起ルトキハ爲ニ開戰スルヲ妨ケス。數月日ヲ期限トスル休戰ハ其ノ終止ノ時トシテ指定シタル一日ノ初時ニ至リ終止ス、例ヘハ「五月一日マテ」ト規定シタル場合ハ五月一日ヲ休戰期間ニ算入セス、四月三十日ノ午後十二時限リ終止スルモノトス是レ原則ナリ。

此ノ點ニ於テモ英吉利ノ慣例ハ各國ノ取ル所ト相違シ、終止ノ時トシテ指定シタル一日ヲ休戰期間ニ算入セリ、而シテ學者ノ間ニハ「グロシユス、ヴァツタル」此ノ說ヲ爲セリ。

何月何日ヲ言ハス、單ニ日數ヲ以テ約束シタル場合、例ヘハ「三十日間」ト明記シタル場合ハ開始ノ時刻ヨリ毎二十四時間ヲ一日トシ、時間ヲ以テ計算

ス、而シテ曆日ヲ一日トスル明文アル場合ハ開始ノ日ヨリ起算シテ此ノ一日ヲ算入シ定數ニ滿ツル次ノ一日ノ初時ニ至リ終止ス、即チ此ノ一日ヲ算入セサルナリ。

終止期限ヲ指定セサル休戰契約ニ二種アリ、廢棄豫告ノ約アルモノ及此ノ約ナキモノ是レナリ。廢棄豫告ノ約アルモノハ双方ニ於テ何時ニテモ自ラ終止期限ヲ一定シテ他ノ一方ニ申込ム權アリ、然シテ申込ヲ受ケタル一方ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス、其ノ日時計算ノ法ハ上文ノ例ヲ以テ推スヘシ。豫告ノ約ナキ場合ハ双方ニ於テ何時ヲ限ラス再ヒ開戰スル權アリ、然レトモ休戰ヲ奇撃ノ爲ニ利用スルハ戰規ノ許サル所ナリ、故ニ假令豫告ヲ爲サ、ルモ敵ニ開戰ヲ豫知スル便宜ヲ與ヘサルヘカラス、即チ豫告ノ時期ヲ約セサルニ於テモ互ニ開戰告知ノ義務ヲ約スルハ實際ニ於テ取ルヘキ所ナリ。

ブルッセル宣言第四十七條ニ曰「休戰ハ交戰者双方ノ合意ヲ以テ鬪戰ノ作

用ヲ中止スルモノナリ。若シ期間ヲ確定セサルトキハ交戦者ハ何時ヲ限
ラス鬪戦作用ヲ開始スルコトヲ得ヘシ、但シ休戦ノ條件ニ從ヒ適當ノ時
期ニ於テ其ノ旨ヲ敵ニ告知スヘキモノナリ。

(參照)ホルチェンドルフ第四卷第百二十節

○グエニ上卷第百四十七頁以下

○ブルンテュリ公法第百九十四節

○ハレック下卷第二十九章第八節

第十節 休戦休鬪期間ノ彼我交通

休戦休鬪ノ間ハ兩軍ノ交際ヲ絶ツテ原則トス、故ニ特ニ條件ヲ設ケテ之ヲ
許ス場合ノ外ハ之ヲ禁制スヘシ。衝突紛争ヲ避クル爲ニ兩軍ノ間ニ中立帶
地ヲ定メ双方ノ兵士ヲシテ此ノ帶地ニ入ラシメサルヲ通例トス。

千八百七十一年一月廿八日ヴェルサイユ休戦規約ニ於テハ巴里堡台ト市
街トノ間ノ地域ヲ中立トシテ兩軍兵士ノ往來ヲ禁シタリ。

休戦休鬪期間ニ於ケル軍隊ト敵國人民トノ交際并ニ兩國人民ノ交通ハ休戦

規約ヲ以テ約定スル所ニ依ル、其ノ占領地内ノ政治ハ休戦以前ト異ナルコ
トナキヲ原則トス。

ブルッセル宣言第五十條ニ曰「休戦ニ際シ人民ノ間ニ於ケル交際ハ休戦規
約ノ條項ヲ以テ之ヲ約定スヘシ」。

(參照)ホルチェンドルフ第四卷第百二十節

○グエニ上卷第百四十六頁

○ブルンテュリ公法第百九十三節

第五篇 同盟及中立

第三十八章 同盟及應援

第一節 同盟總說

同盟ハ二國以上カ同一ノ敵ニ對シ相結テ交戦セントスルヨリ起ル關係ニシテ公法上之ヲ二ノ點ヨリ觀ルコトヲ得ヘキモノナリ、第一ハ同盟者相互ノ間ノ關係ニシテ第二ハ同盟者ト其ノ敵タル交戦國トノ關係ナリ。

第一同盟者相互ノ關係ハ同盟ノ各一方ヨリ他ノ一方ニ對スル權利義務ヲ包含スルモノニシテ平時公法ノ事目ニ屬ス、何トナレハ假令第三ノ一國ト戰端ヲ開クノ日ニ於テモ同盟國相互ノ間ニハ唯ダ平和ノ關係アルノミ、交戦アルニ非ス、因テ終始平時公法ノ原則ニ支配セラレヘキモノダレハナリ。

守戰同盟及攻戰同盟ノ區別并ニ同盟ノ一方ニ於テ之ヲ廢棄スル權利ノ問題ノ如キ皆平時國際法ノ條約ノ部ニ於テ講究スヘキ所ナリ。

第二。同盟者ト敵タル第三國是レ亦二國以上ノ同盟ヨリ成立ツコトアリトノ關係ニ至リテハ戰時公法ノ範圍ニ屬ス、然レトモ其ノ問題ハ唯々左ノ一點ニ止マレリ、曰「交戦ノ一方ハ一國ニ非スシテ數國ナル場合ニ他ノ一方ヨリ此ノ數國ニ對スル關係ハ孰レモ同一ノ戰時公法原則ニ依リ支配セラル、ヤ將タ其ノ間ニ適用スヘキ公法ノ原則ヲ異ニスルモノアリヤ」ト云フ是レナリ、故ニ次節以下ニ於テ此ノ問題ヲ講究スヘシ。

(參照)本節ノ分解法ハホルチェンドルフノ公法全書ニ於テ取ル所ニシテ近時公法學者ノ方針ニ合ヘリ、即チ同盟條約ハ同書第三卷ノ條約編ニ讓リ之ヲ戰時公法ノ一目ト爲サ、ルナリ。

第二節 同盟軍及應援軍

進テ交戦ノ一方カ二國以上ノ同盟ヨリ成立ツ場合ニ於テ其ノ各國ニ適用スヘキ公法ノ原則ハ同一ナリヤ、又ハ同盟ノ關係如何ニ依リ異ナルモノアリヤヲ講究セント欲セハ先ツ概シテ同盟ト云フ中ニ二種ノ區別アルコトヲ述ヘサルヘカラス。ロイデル曰「二國以上ノ聯合交戦ニ二種ノ場合アリ、即チ

二國以上ニ於テ各其ノ國ノ意志ヲ以テ第三ノ一國ニ對シ交戦スルコトアリ、或ハ又其ノ一國ニ於テ他ノ一國ノ交戦ノ爲ニ補助ヲ呈スルニ止マルコトアリ。第一ノ場合ハ各關係國ヲ以テ主戰國トナシ其ノ相互ノ關係ヲ同盟軍、聯合軍、又ハ共同軍ト稱シ若シ其ノ間ニ條約ヲ存シ以テ聯合ノ關係ヲ序ワザリシテ理スルトキハ之ヲ同盟規約ト云フ、而シテ之ニ加ハル諸國ヲ聯合國、共同國又ハ同盟國ト謂フナリ。第二ノ場合ニ於テハ應援ヲ爲セルモノヲ副戰國サブウォーファント(又ハ助勢國又ハ應援國)ト稱ス、而シテ其ノ條約ヲ應援規約又ハ給資規約ト謂フ。中略

共同軍ニ關シテハ各國ノ軍ヲ合シテ一地方ニ集メ一統帥ノ下ニ於テ普通ノ戰略ニ依テ戰フモノアリ又ハ相異ナル戰地ニ於テ相異ナル司令者アリテ特ニ普通ノ戰略ヲ定メスシテ戰フモノアリ、俱ニ之ヲ同盟軍ト看做スヘキモノナリ。唯々事實ニ於テハ多少ノ一致ト盟約トヲ存セサルヲ得サルノミ若シ全ク規約ヲ欠クトキハ聯合ノ關係ナク只々相並テ同時ニ開戦スル數國ア

ルノミ。

應援軍ニ關シテハ一般應援ト特別應援トアリ。前者ハ凡ソ應援國ノ有スル勢力ト方便トヲ盡シテ應援スルヲ云ヒ、後者ハ分量又ハ性質ニ於テ有限ナル應援ヲ呈スルヲ謂フ、例ヘハ援兵ヲ發シ、援艦ヲ送り、軍器ヲ與ヘ、戰資ヲ給シ、津港、堡城、軍庫ヲ貸與シ、軍隊通過、兵員募集ヲ許ス等ナリ。

斯ク同盟聯合ニ此ノ區別アリトシテ次ニ其ノ區別ニ依リ敵ニ對シ交戰者タル關係ヲ異ニスルヤ否ヲ論究セサル可カラス、普通ノ考ヨリスレハ主戰者ハ完全ノ敵ナルモ副戰者ニ至リテハ其ノ敵タル關係ニ差違ナキ能ハサルモノ、如シ、然レトモ是レ近時公法ノ原則トスル所ニ非ス請フ次節以下ニ之ヲ分解セン。

(參照)ホルチェンドルフ第四卷第六十三節

第二節 同盟國及應援國ノ敵國ニ對スル關係

二國以上カ同一ノ戰爭ニ與カル場合ニ於テ其ノ各一國カ主戰國即チ眞意ノ

同盟國タル地位ニ立テ事實ニ於テ俱ニ戰鬪スル場合ハ甚々單簡ナレハ別ニ議論ヲ要セス、此ノ場合ハ孰レノ一國モ反對ノ國家ヨリ之ヲ視レハ純粹ノ敵タル地位ニ立ツルモノニシテ同盟ノ攻戰同盟タルト守戰同盟タルト其ノ他何等ノ体裁ニ出ツルトニ依リ其ノ關係ヲ異ニスルコトナシ。

次ニ副戰國即チ應援國ニ至リテハ敵タル一國ヨリ此等ニ對スル關係ハ主戰國ニ對スル關係ト同一ナルヘカラサルモノ、如シ、然レトモ戰時公法ノ上ニ於テハ其ノ關係ヲ同一トスルナリ、凡ソ他國ト交戰スル一國ハ或ル國家カ其ノ敵國ヲ助勢スルヲ見テ默止スル必要ナシ、即チ助勢スル一國ハ其ノ交戰者ヲ補助スル事實ニ因リ中止ノ權利、即チ攻撃ヲ受ケサル權利ヲ喪失スルモノナリ、何トナレハ交戰者ノ一方ヲ保護スルハ其ノ何等ノ行爲ニ出ツルヲ問ハス鬪爭ニ參加スルモノナレハ之ニ因リ危害ヲ被ムル一方ハ其ノ參加者ヲ敵トシ之ニ對シ強力ヲ加フル權利ナカルヘカラサレハナリ、故ニ主戰者モ副戰者ト全ク同一ノ地位ニ立テ反對ノ一國ヨリ之ヲ觀レハ均シク

敵タルモノナリ。

以上ハ大体ノ原則ナリ、然ルニ或ル格段ナル場合ニ至リテハ副戦者ノ地位ニ就キ疑問アリ而シテ此ノ疑問ハ列國ノ慣例並ニ公法ノ理論ニ多少ノ影響ヲ及ホシタリ、其ノ一ハ援助ノ範圍及種類ニ依リ此ノ原則ヲ變更シテ敵タルノ關係ヲ限局ニスルコトニ關シ、其ノ二ハ援助ノ理由ニ由リ敵タルノ關係ヲ制限セントスルモノニ關ス。

第一ノ疑問ニ關シテハ先ツ助勢ノ範圍ト種類トニ依リ區別ヲ立テントスルノ可否ヲ論セサルヘカラス、即チ一般助勢ナルカ將タ特別助勢ナルカ、軍隊ヲ以テスル直接助勢ナルカ將タ軍用金等ヲ供スル間接助勢ナルカニ依リ區別ヲ立テントスルノ可否ナリ、此等ノ點ニ依リ區別ヲ爲スハ正當ナラス既ニ援助ノ事實アルニ於テハ其ノ範圍ニ依リ區別ヲ立テントスル難シ、至少ノ援助トイヘトモ他ノ一方ヨリ見レハ己ニ加害セントスル強力ノ一端ナリ、故ニ強力ヲ以テ之ヲ挫屈スル權利ナカルヘカラス、又既ニ援助ノ事實アル

ニ於テハ其ノ如何ナル種類ニ出ツルヤヲ問ハス、之ヲ他ノ一方ヨリ觀レハ己レニ敵對スル強力ノ一部ナリ、依テ強力ヲ以テ之ヲ撲滅スル權利ナカルヘカラス、間接ノ補助モ補助タルニ於テ一ナリ、正シク軍隊ヲ貸與シテ一方ヲ助クル場合ノ外ハ之ヲ敵トシ視ル可カラスト謂フハ非ナリ。上述ノ見解ハ戰爭ノ本義及旨趣ニ合ヘルモノニシテ大抵識者ノ是認スル所ナリ、然ルニ他ノ一種ノ場合ニ於テハ之ト異ナル判斷ヲ下シ、反對ニ立ツ交戦國ニ於テ副戦者ヲ敵勢ト視做シ之ニ對シ防禦ノ策ヲ講スル權利ナシトノ論ヲ爲ス者アリ、即チ助勢的副戦者カ一部助勢(或ル場合ニ依レハ全部一般助勢)ヲ目前ノ格段ナル戰爭ニ就キ與フルニ非スシテ兼チテヨリ事件ヲ限ラス又敵ヲ指定セス一般ニ助勢ノ約ヲ結ヒタル場合ハ反對ノ地位ニ立ツ交戦者ニ於テ直ニ助勢者ヲ敵ト視做ス權利ナシト云フ論是レナリ、バツテル、マルテンス、クリューベルハ此ノ說ヲ爲シ、カルヴァー、ヘフテル、ゲフケンハ反對ノ異見ヲ爲セリ、是レ實ニ同盟ニ關スル爭論ノ主點ナリ。

此ノ論ハ助勢ノ理由ニ依リ區別ヲ爲サントスルモノナリ、即チ始メヨリ敵ヲ定メスシテ約束シタルモノナレハ約束履行ノ義務アルノミ、敵タル地位ニ立ツ一國ノ恨ヲ被ルヘキ理由ナシト云フニ歸セリ、然レトモ交戦者カ其ノ主タル敵國ヲ補助スル者テ敵視シ之ト闘戦スル權利アルハ其ノ補助ノ理由如何ニ關係スルコトナキヲ認メサルヘカラス。凡ソ副戦者ニ對シ攻防ノ權ヲ用ルハ參戰ノ理由ヨリ生スルニ非スシテ其ノ事實ヨリ生スルナリ、其ノ理由ハ敵タル地位ニ立ツ一國ニ加害スルニ在ルモ或ハ單ニ同盟ノ義務ヲ履行セントスルニ止マルモ反對ノ一方ニ取リテ差別ナク、唯タ事實ニ於テ敵對ノ作用アルヲ標準トスヘキナリ。

是ヲ以テ同盟條約ニ依リ第三ノ一國ヲ敵トセサルヲ得サル場合ニ於テハ此ノ條約ヲ廢棄スルカ或ハ其ノ敵ヲ敵トスルカ一刀兩斷ノ決心ナカルヘカラス、公法ハ兩端ヲ許サ、ルナリ。

(參照)ホルチニンドルフ第四卷第六十四節

第四節 未ダ同盟ヲ實行セサル場合

次ニ稽查スヘキハ既ニ聯合同盟ヲ實行シタルト唯タ之ヲ約束シタルニ止マルトニ依リテ區別ヲ立テ其ノ約束ニ止マル場合ハ反對ノ一方ニ於テ未ダ之ニ對シ戰力ヲ使行スル權利ナシト論スルモノ是レナリ。然ルニ此ノ點ニ於テモ戰爭ノ本義及旨趣ヨリ推シテ單ニ約束ニ過キサル援助タリトモ戰力ヲ加勢スル効力アリ隨テ敵タル地位ニ立ツ者ハ之ヲ抗拒スル權利アリト言ハサルヲ得ス。就中約束ノ果シテ實行セラレンコトヲ豫期スヘキ情由アル場合ニ於テ此ノ關係ハ明瞭ナリ、即チ此ノ場合ニ於テハ戰爭ノ必要ヨリ言フモ副戦者カ現ニ援助ヲ實行スルニ至ルマテ默シテ危難ヲ待ツノ義務ナク、先シテ此ノ危難ヲ防止スル爲ニ兵力ヲ用フルノ權利ナカルヘカラス。

既ニ加害ノ事實アルト其ノ危難ノ急迫ナルトノ間ニ區別ナシ。唯タ援助ヲ實行スル情勢薄弱ナルトキハ實際ニ於テ直ニ兵力ヲ加ヘンヨリモ寧ロ條件宣戰又ハ推問求答ノ手續キヲ爲スヲ宜シトス。條件宣戰トハ敵ノ同盟國又

ハ副戰國ニ對シ若シ援助ヲ息メサレハ之ヲ敵ト看做ス旨ヲ宣言スルヲ謂フ。
 是レ千八百十三年ニ魯西亞カ普魯西ニ對シ推問求答トハ一國ニ於テ未ダ援助ノ約ヲ實
 シ佛蘭西トノ同盟ニ就キ爲シタル所ナリ
 行スル色ヲ示サ、ルニ當リテモ其ノ實行如何ヲ推問スルヲ云ヒ、若シ満足
 ニシテ安意スヘキ回答ヲ得サレハ自防ノ策ヲ施スナリ。是レ七年戰役ノ初ニ當リ
 フレデリキ大王ノク
 ル、サクセンニ對
 シ爲シタル所ナリ

主戰者副戰者ノ反對ニ立ツ一國ニ於テ果シテ自防ノ權ヲ使用スルト否ト及
 之ヲ使用スル範圍ノ如何ハ全ク別ノ問題ナリ。此ノ一國ハ上顯各種ノ場合
 ニ於テ其ノ權利ノ一部又ハ全部ヲ棄却スルコトアリ、是レ然シナカラテ政略
 ノ問題ニシテ權利ノ有無ニ關スル問題ト混同スヘカラス。

又一ノ問題アリ、即チ助勢國ニ對シ兵力ヲ加フルトキハ先ツ宣戰ヲ爲スヘ
 ク、突然加害スルハ不可ナリヤ否ト云フ是レナリ、而シテ宣戰ハ普通ノ場合
 ニ於テモ之ヲ義務トシテ強フヘカラサルハ前述ノ如シ第十
 二章且既ニ援助ヲ實
 行スル場合ニ於テハ固ヨリ宣戰ノ必要ナシ、唯タ未ダ實行セサル場合ニ於

テ其ノ必要アルモ此ノ場合ニ於テハ上述ノ條件宣戰又ハ推問求答ヲ爲セハ
 則チ足レリ。

(參照)ホルチェンドルフ第四卷第六十四節

第三十九章 陸地ニ於ケル中立ノ義務

第一節 中立總説

交戦國ノ一方ヲ直接間接ニ助勢スル者ハ同盟者タルト應援者タルトヲ問ハス、反對ノ一方ヨリ見レハ均シク是レ交戦國タリ、故ニ交戦者トシテ視ラレシコトヲ避ケント欲スルモノハ孰レノ一方ニモ助勢セサル地位ニ立タサルヘカラス、之ヲ局外中立ト云フ。

局外中立ノ地位ハ之ヲ完ウスル容易ナラス、何トナレハ自ラ助勢スルノ意ナキモ交戦者ノ一方ニ於テ中立者ノ國境ヲ交戦ノ用ニ供セントスルコトアリ、或ハ中立國ノ臣民ヲシテ交戦ニ參與セシメントスルコトアリ、或ハ中立國ノ通商ニ依リ兵戦ノ資料ヲ得ントスルコトアレハナリ、是ヲ以テ中立ノ地位ヲ完ウセント欲セハ獨リ積極的ニ一方ヲ援クルコトヲ避クヘキノミナラス又孰レノ一方ヲシテモ中立國ノ境域其ノ臣民又ハ通商ヲ利用セシメサル消極的ノ手段ヲ施サ、ルヘカラス。積極的ニ助勢スルコト無キ以上ハ反

對ノ一方ヨリ同盟應援ノ廉ヲ以テ敵視セラレ、コト無カラシ、然レトモ消極的ノ手段ニ於テ懈ル所アレハ爲ニ不利益ヲ被ル一方ハ中立國ヲ以テ其ノ中立ノ地位ヲ完ウスル能力ナキ者ト爲シ、戦争ノ爲ニ此ノ國ノ境土ヲ利用セン、然ルトキハ本意ニ非スシテ交戦ノ慘毒ヲ被ルヘシ、此ノ難ヲ避ケント欲セハ賠償若クハ他ノ方法ニ依リ被害者ヲ満足セシムルノ止ムヲ得サルニ陥ルヘシ。

是ヲ以テ中立ノ地位ヲ完ウスルハ一朝一夕ニ非ス、就中隣境近海ニ於テ交戦軍隊若クハ艦隊ノ衝突アラントスル場合ニ於テハ此ノ地位ヲ完ウスル爲ニ容易ナラサル不便ヲ被ラサルヘカラス、獨佛戦争ノ際ノ如キ白耳義瑞西ノ二國ハ中立保全ノ爲ニ巨万ヲ費シタリト云フ。夫レ然リ中立國ハ交戦ノ爲ニ不便ヲ被ルコト重大ナルニ代ヘテ他ニ得ル所アリ、是ニ於テ損益相償フモノナリ、其ノ得ル所ハ何ソ、曰、通商ノ利益是レナリ。兩國戦端ヲ開クトキハ互ニ敵ノ商船ヲ拿獲セントスルカ爲ニ其ノ通商ハ大ニ萎縮セリ、而

シテ中立國ハ此ノ萎縮ニ乘シテ自國ノ商權ヲ擴張スル機會ヲ得ヘシ、其ノ利益ハ決シテ輕少ナルニ非ス。

上述ノ理由ニ依リ中立ノ地位ハ一方ニ於テ義務アルト同時ニ他ノ一方ニ於テ權利アリ、其ノ義務ハ即チ交戦ノ孰レノ一方チモ援ケサル義務ニシテ其ノ權利ハ即チ交戦ノ爲ニ通商ノ碍ケラレサル權利ナリ。此ノ權利義務ノ一部分ハ陸上ノ交際ニ關係シ、他ノ一部分ハ海上ノ交際(即チ通商航海)ニ關係ス、而シテ海上ノ關係ハ陸上ノ關係ニ比シテ遙ニ大ナリ、何トナレハ陸上ニ於テハ交戦軍隊ハ中立地内ニ入ルコトヲ得ス(若シ誤テ入ルトキハ交戦ノ終ルマテ出ツルコトヲ許サレヌ)ト雖中立國ノ船舶ノ自由ニ往來スル公海(即チ領海以外ノ海)ニ於テハ交戦艦隊モ航行スル權利アリ、又中立國ノ領海ハ一定ノ條件ニ從ヒ交戦國兵艦ノ出入ヲ許スヲ慣例トスレハナリ。是ヲ以テ中立ノ權利義務ノ最モ多クハ海軍ニ關係シ、其ノ陸軍ニ關係スルモノハ遙ニ少ナシ。本書ニ於テハ主トシテ陸上ノ權利義務ヲ講述ス。海上ニ於ケル中立ノ權利義務ハ海戰條規ノ部ニ於テ講述ス。

述

第二節 中立邦域ニ於ケル兵員募集

兵員ヲ募集シ兵艦ヲ熾裝スルハ主權ノ作用ナリ、故ニ自國ノ境域内ニ於テ交戦國カ兵員ヲ募集スルコトヲ許スハ即チ主權ノ侵襲ヲ默諾スルモノニシテ中立違反ト爲ル。

瑞西ハ往時ニ於テ其ノ士民ノ外國庸兵ト爲ルヲ公許シタリ、然レトモ今日ハ之ヲ公許セス。

クリミア戰爭中英吉利ハ合衆國駐在ノ公使及領事ニ依リ合衆國內ニ於テ兵員ヲ募集シタリ、依テ合衆國政府ハ中立ノ權利ヲ侵シタルモノトシテ英國ト談判ヲ開キタリ。

千八百七十年ノ獨佛戰爭ニ際シ佛蘭西ハゲネーヴ新聞ヲ利用シテ瑞西境内ニ在ル佛人ヲ促シ普軍ニ對スル義勇軍團ヲ組織セシメントスル廣告ヲ載セタリ、因テ瑞西聯邦政府ハゲネーヴ官廳ニ移牒シ、深ク注意シテ

一切募集ニ類似スル行爲ヲ禁遏セシメタリ。

中立國內ニ現在スル交戰國ノ臣民カ本國ノ募集ニ應シ出發スルコトヲ公許スルハ中立ノ義務ニ違背セス、何トナレハ彼等ハ始メヨリ外國臣民タレハナリ。交戰國ハ中立國ニ派遣シタル領事ニ命ヲ傳ヘテ在留臣民ニ召回ノ令ヲ傳ヘシメ或ハ之ニ旅費ヲ支給セシムルモ敢テ咎ムヘキニ非ス。

合衆國ハ千八百十八年四月廿日ノ外國應募禁止法第二條ニ於テ未タ歸化セサル外國人ニ關シ除外例ヲ設ケタリ、因テ千八百七十年ニ至リ獨乙人ニモ佛蘭西人ニモ同様ニ自由出發ヲ許シタリ、佛蘭西政府ハ故障ヲ申込ミタルモ米國政府ハ意ニ介セサリキ、此ノ時若シ其ノ要求ニ應シタランニハ却テ中立ニ戻リタルモノナリ。

(參照)ホルチェントルフ第四卷第四百十節

○露國マルタンエ下卷第百三十二節(一)

第三節 中立邦域ニ於ケル軍隊通過

中立國ノ境域内ハ戰爭ノ外タルヘキコト明ナリ、故ニ交戰國ノ軍隊ヲシテ此ヲ通過セシムヘカラス。中立國ニ於テ此ノ通過ニ同意セサルニ拘ラス交戰國ノ一方カ暴力ヲ以テ通過シタル場合ニ於テモ反對ノ一方ハ之ヲ中立違反ト看做スヘシ、何トナレハ若シ此ノ如キ事實アルモ尙ホ之ヲ中立ト看做ストキハ暴力ヲ行ヒタル一方ハ謹慎ナル一方ニ比シテ利益ノ地位ニ立ツヘシ、是レ公平ニ非ス、且一旦此ノ如キヲ許ストキハ強暴ナル一方ニ於テ中立國ノ港津城塞ヲ占有スルニ至ルモ計ルヘカラサレハナリ。此ノ如キ強暴ヲ受ケタル中立國ニシテ強暴者ニ敵抗スルコトヲ好マス又ハ敵抗ノ力ナキ爲ニ黙止スルコトアラシカ、他ノ一方ノ交戰國モ亦其ノ中立ヲ無視シ、其ノ國土ヲ以テ戰場ト爲スヘシ、然ルトキハ總ヘテ戰地ノ危害ヲ被ラサルヘカラス。

中立境内進軍ノ禁ハ交戰ノ一方ニ立ツ同盟諸國ノ間ニ於ケル通常往來ノ道カ此ノ境内ニ存スル場合ニ於テモ變更スルコトナシ。

獨佛戰爭ニ於テ瑞西ノ處置ハ其ノ當ヲ得タリ。巴典ノ東南隈地方住民カ北方ニ赴ク常路ハユンスタンツヨリバーゼルニ達スル鐵道ナリ、此ノ線路ハ數所ニ於テ瑞西國境ヲ經過セリ、又ヂュネーヴノ湖濱ニ居住スルサヴイ人カ佛蘭西ニ赴ク常路ハヂュネーヴ府ヲ經過セリ、因テ兩國ノ兵籍ニ在ル者カ此等ノ地ヲ經過シテ各、其ノ軍ニ赴カントシタルハ自然ノ勢ナリ、然レトモ聯邦政府ハ之ヲ禁シ、兵服ヲ着ケス兵器ヲ帶ヒサル者ノミ通行ヲ許シタリ。其ノ後佛國カバーゼルニ役所ヲ設ケエルサーズ人ノ義勇兵士タラントスル者ヲ瑞西ヲ經テ佛國南方ニ送ラントスルニ至リ聯邦政府ハ之ヲ以テ中立ヲ侵スモノト爲シ、遂ニ兵服ヲ着ケス兵器ヲ帶ヒサル者マテモ通行ヲ禁シタリ。

中立境內進軍ノ禁ハ俘虜ノ輸送ニ及フ、何トナレハ之ヲ許スハ勝者ノ爲ニ便利ヲ與フルニ均シケレハナリ。

千八百五十九年巴典カ佛兵俘虜ノ通過運搬ヲ奧太利ニ許シタルトキ佛蘭

西ハ故障ヲ唱ヘタリ。

(參照)ホルチェンドルフ第四卷第四百十一節

○露國マルテンス下卷第三百二十二節(二)

第四節 中立邦域ニ於ケル逃軍庇隱

中立境域ニ於テ戰鬪ヲ爲スヘカラサルハ勿論ニシテ、若シ一方ノ軍隊又ハ兵士逐ハレテ中立國內ニ入りタルトキハ敵之ヲ追撃スルコトヲ得ス、即チ中立國ハ仁愛ノ主義ニ依リ之ニ庇隱所ヲ呈スル權利アリ、之ニ對シ此ノ軍隊又ハ兵士ヲシテ再ヒ交戦ニ加ハルコトナカラシムル義務アリ。若シ此ノ義務ヲ完フセス、休息ノ後再ヒ戰場ニ出テシムル如キコトアルトキハ中立國土ハ忽チ變シテ交戦地域ト爲ルヘシ。因テ中立國ハ此ノ難ヲ防止スル爲ニ避入兵士ノ武器ヲ收メ、之ニ靜肅ヲ命スルノミナラス、或ハ之ニ對シ畫地抑留ノ權ヲ行ヘリ、即チ國境ヲ去ル遠キ地方ニ屯在セシメ一定ノ區劃以外ニ出ツルコトヲ禁スルヲ云フ、畫地抑留ハ擒囚ニ非ス、唯タ政治上ノ保安策

ノミ。

ブルッセル宣言第五十二條ニ曰

「中立國其ノ邦域内ニ交戰國ノ軍勢ニ屬スル軍隊ヲ接受シタルトキハ之ヲ成ルヘク戰場ヨリ遠隔セル地内ニ抑留スヘシ。

中立國ハ避入ノ軍隊ヲシテ營内ニ居ラシメ或ハ之ヲ城塞内ニ拘禁シ其ノ他抑留ノ目的ニ適シタル場所ニ居ラシムル權利アリ。

中立國ハ士官公許ヲ得シテ中立地域ヲ去ラサル旨ヲ立誓スル者アルトキ之ヲ解放スルヤ否ヲ決スル權利アリ。

千八百四十九年匈牙利ノ獨立戰爭ニ於テ匈牙利及堡蘭敗兵ノ土耳其ニ庇隱ヲ求メタル者多シ、時ニ奧太利及露西亞政府ハ避入兵士ヲ罪人トシテ引渡サンコトヲ請求シタリ、然レトモ土耳其ハ之ニ應セス其ノ兵器ヲ収メテ之ヲ内地ニ抑留シタリ。

獨佛戰爭ニ於テセマン一敗ノ後數千ノ佛兵白耳義ニ避入シタリ、又翌年一

月ニハブルバッキノ率井タル八万ノ兵ハマントイフェル等ノ爲ニ道ヲ斷ダレ瑞西ニ投シテ以テ殺傷捕擒ヲ免ル、コトヲ得タリ、而シテ瑞西モ白耳義モ中立ノ義務ヲ全クセンコトヲ勉メタリ、即チ佛兵ノ兵器ヲ收メテ内地ニ抑留シ其ノ直接ニ佛國ニ歸リ又ハ間接ニ他國ヲ廻リテ歸國スルコトヲ禁シ、唯タ士官ニノミ立誓ノ上稍自由ニ運動スルコトヲ許シタリ。此ノ時獨乙ノ禁囚ヲ脱シテ白耳義ニ入り拘禁セラレタル士官一名ブルッセル裁判所ニ對シ不法監禁ノ訴ヲ起シタリ、然レトモ裁判所ハ政府ノ高等政略ヨリ出ツル處分ニ對シ裁判官轄ナシトシテ之ヲ受理セサリキ。瑞西將官ヘルツォーグト佛國佐官クランシント契約ヲ結ビ大砲、兵器、彈藥ハ悉ク之ヲ瑞西政府ニ引渡シ、戰止ムノ後佛蘭西ヨリ避入兵士ノ食料ヲ支拂ヒタル上之ヲ取戻スコトニ定メタリ。白耳義ハ避入兵士ノ食料ヲ要求セサリキ。避入ハ勝者ニ取りテモ利益ナリ、何トナレハ俘虜トシテ之ヲ給養スル義務ヲ免ルレハナリ、然レトモ避入者ノ本國ヨリ之ヲ支拂フ義

務アリ。

○ブルッセル宣言第五十四條ニ曰「特別ノ條約ヲ缺ク場合ニ於テハ中立國其ノ抑留スル所ノ兵士ニ仁愛ノ命スル所ニ合ヘル食糧、被服、救護ヲ支給スヘシ。

抑留ノ爲ニ起ル出費ハ平和ニ至リ之ヲ償却スヘシ」公法協會提要 第八十一條

同シ獨佛戰爭ニ際シ、白耳義及瑞西同様ニ聯合條約上ノ中立國タルルクセンブルグハ稍、失策アリキ、即チメッツ陷落ノ後數多ノ佛國兵士及士官ハ同國ヲ經過シテ佛蘭西ニ歸赴セリ、而シテ佛國代理公使ハ公然停車場ニ出張所ヲ設ケ歸國兵士ノ北軍ニ赴ク爲ニ旅費ヲ支給シタリ、因テビスマルクハ七十年十二月三日ヲ以テルクセンブルグ政府ニ嚴重ノ掛合ヲ爲シ佛兵ノ通過ヲ默許シタルハ中立違反ナルコトヲ鳴シ同日同盟諸軍ニ回達シテ將來獨乙軍隊ハルクセンブルグノ中立ヲ顧ミルノ必要ナキ旨ヲ通シタリ。ルクセンブルグ政府ハ十二月十四日ノ公文ヲ以テ事實ヲ辨解シ

タリ因テ獨軍ハ實際ニ於テ三日ノ回達ヲ實行スルコトヲ息メタリ。

(參照)ホルチェンドルフ第四卷第四百十二節

○露國マルランズ下卷第三百二十三節

第五節 中立邦域ニ於ケル病者負傷者ノ在留及運搬

既ニ中立國內ニ避入スル健全兵士ヲ接受スルニ於テハ猶ホサテ病兵負傷兵ノ避入スル者ヲ庇隱スヘキハ勿論ナリ、何トナレハ病者負傷者ハ赤十字條約ニ依リ、既ニ不可害ノ地位ニ在ルモノナレハナリ。因テ之ヲ國內ニ入ル、モ爲ニ中立ノ義務ニ背クコト無キハ明瞭ナリ、然レトモ之ヲ許スニ於テ一ノ條件ヲ付セサルヘカラス、即チ中立地内ニ在留シ、全快ノ後モ戰爭ノ終止スルマテ退去セサルコト是レナリ。

以上ハ白耳義政府ノ質問ニ對スル英國宰相グレンヴィル公ノ答文(千八百七十年九月七日獨乙政府記錄)ノ要旨ナリ。

以上ノ免許中ニハ交戰國ノ一方カ中立地内ニ於テ負傷兵士ノ爲ニ病院ヲ

設クルコトヲ包含セス。ケン

交戦國ノ一方カ中立地内ヲ經過シテ病者負傷者ヲ運送スルコトニ至リテハ全ク原則ヲ異ニス。メッツ戦争ノ後獨乙軍隊ハ白耳義及ルクセンブルグヲ經テ傷者ヲ獨乙ニ運送スル許可ヲ請ヒタリ、而シテ白耳義ハ之ヲ英國ニ質シタルニ佛國軍務卿ハ異議ヲ申出テタリ、曰若シ之ヲ許ストキハ敵ノ軍隊及軍需送致ニ必要ナル聯絡ニ對スル重大ナル障碍ノ一ヲ除クコト、ナリテ敵ニ利益ヲ與フヘシト。因テ英國政府ハ白耳義ノ問ニ對シ左ノ如ク回答シタリ、曰「交戦者ノ一方ニ負傷者ノ經過運搬ヲ許スハ反對ノ一方ニ於テ異議ナキトキニ限ルヘシ異議アリテ之ヲ許ストキハ中立違反ト爲ルト」是ニ於テ白耳義政府ハ八月廿七日ノ勅令ヲ以テ負傷者ノ運送ヲ禁シタリ。ルクセンブルグハ獨乙負傷兵士ノ運搬ヲ許シタリ、是レ後ニ中立問題ノ起リシトキ(前節記述)ビスマルクカ十一月三日宣言ノ實行ヲ宥恕シタル理由ノ一ナリ。

瑞西ハ戦争ノ初ヨリ終ニ至ルマテ双方ニ經過運搬ヲ許シ、獨乙及佛蘭西ノ赤十字社ヨリ仕立テタル特別ノ患者列車ヲ自由ニ通過セシメタリ。

後ニ至リブルッセル公會ニ於テ此ノ事件ヲ討議シ宣言第五十五條ヲ以テ左ノ規程ヲ設ケ此ノ問題ヲ決定セント試ミタリ、曰

「中立國ハ其ノ邦域ヲ經テ交戦國ノ軍隊ニ屬スル病者負傷者ヲ運送スルコトヲ許可スル權利アリ、然レトモ其ノ輜重ニハ他ノ兵員及軍用品ヲ搭載セサルヲ條件トスヘシ。此ノ場合ハ中立國ニ於テ必要ナル保護監督ノ策ヲ施スヘシ」

(參照)ホルチェンドルフ第四卷第四百二十三節

○露國マルテンズ下卷邦域ニ於ケル軍需品運搬

第六節 中立國內國債募集ノ問題

政府トシテ交戦國ノ一方ニ金穀ヲ貸與スルハ應援ノ一種ナレハ中立ニ違反スルコト勿論ナリ、而シテ英國公法學者ノ間ニハ人民ニ其ノ募集ニ應スル

コトヲ許スモ亦中立ノ義ニ違反スト論スル者アリ、例ヘハフィリモール第三卷第一節ノ如シ、然レトモ此ノ第二ノ點ハ事實ニ於テ嚴守セラレス、何トナレハ今日ノ金融市場ニ於テ外國ノ公債證書ヲ賣買スルハ一ノ商事ニ外ナラサレハナリ、此ノ問題ニ關シテハブルンチュリカ公法第七百六十八節ニ述フル所最モ適切ナルニ似タリ、即チ曰、中立政府ハ募集ヲ公許スルコトヲ得ス又募集ニ關シ出訴スル者アルモ之ヲ受理スルハ之ヲ公認スルニ等シキヲ以テ中立ニ違反ス、然レトモ其ノ臣民カ一個人トシテ外國ノ公債募集ニ應スル者アルモ之カ爲ニ中立ノ義ニ背クコトナシ、是レ猶ホ公然兵員ヲ募集スルコトヲ許サスト雖一個人トシテ外國ノ軍隊ニ入ル者アル爲ニ中立ノ義ニ違反セサルカ如シト。

千八百五十四年佛蘭西ノ將ニ魯西亞ト戰ハントスルヤ普魯西及ハムブルグニ照會シテ株式取引所ニ於テ露國々債ヲ賣買スルコトヲ禁止センコトヲ要求シタリ、然レトモ普魯政府ハ之ニ應セス又當時佛蘭西ノ同盟者タ

リシ英吉利モ佛國ノ意見ニ贊同セサリキ。米國南北戰爭ニ際シテハ北方諸州モ南方ト共ニ英國ニ於テ公債ヲ募集シタリ。

千八百七十年ノ獨佛戰爭ニ於テ佛蘭西モ北獨乙聯邦モ共ニ倫敦ニ於テ國債ヲ募集シタリ。

千八百七十七年ノ露土戰爭ニ於テ露國ハ所謂東洋公債ヲ募集シタルニ際シ中立政府ノ其ノ臣民ニ布令シテ應募ヲ禁シタル者一モナシ。

(參照)ホルチェンドルフ第四卷第百五十三節

○露國マルテンス下卷第百三十二節(四)ハ此ノ點ニ於テ本文ト反對ノ意見ナリ、然レトモ今日ノ實際ニ合ハス。

第七節 中立國臣民ノ交戰關與

中立國ノ臣民カ公然交戰國一方ノ軍隊ニ入り其ノ鬪戰ニ與ルコトヲ許スハ中立ノ義ニ違背ス。

北米合衆國ハ千八百十八年ヲ以テ外國應募禁止法ヲ制定シ翌十九年英吉

利モ之ニ倣ヒテ外國應募禁止法ヲ發シ、千八百七十年改正増補シタリ、共ニ特別ノ許可ナクシテ交戦國ノ軍籍ニ着クコトヲ禁制シ又海上ニ於ケル中立ノ權利義務ヲ確保スルモノナリ。

若シ平生ヨリ此ノ如キ法律ノ設ケナキトキハ外國ノ格段ナル開戦ニ臨ミ中立ノ地位ヲ取ランコトヲ決スルト同時ニ此ノ禁令ヲ發セサルヘカラス。

然レトモ政府ニ於テ公然許可セサルニ於テハ人民ノ隨意ニ外國ノ軍隊ニ入ルコトヲ禁スルハ中立ノ義務タル限りニ在ラス。此ノ如キ義務ヲ認ムヘキハ中立政府ノ官吏タル者及就中士官ノ交戦軍隊ニ入ラントスル場合ニ限レリ、此等ノ職分アル者ハ罷官ノ後ニ非サレハ外國ノ軍隊ニ入ルコトヲ許スヘカラス。

英國有名ノ詩人ニシテ貴族ニ列セラレタルバイロンカ希臘獨立戦争ニ際シ希臘ノ風化ヲ愛慕スルノ餘リ挺身希軍ニ投シタルハ有名ナル故事ナ

リ。

千八百七十年ガリバルデハ一万三千人ノ伊多利有志兵ヲ率井テ佛蘭西ヲ援ケタリ、然レトモ全ク一私人ノ資格ヲ以テ此ノ舉ニ及ヒタルモノニシテ伊多利政府ノ關係セサル所タリシニ因リ伊多利ハ局外中立ノ義務ヲ破リタルモノト看倣サレサリシト同時ニガリバルデノ兵ハ交戦者トシテ看倣サレヌ、一私黨トシテ看倣サレタリ、故ニ其ノ悉ク俘虏ト爲ルノ報アルヤ鐵血宰相ハ傍ニ問テ曰「何故悉ク之ヲ銃殺セサルヤ」ト。ブッフ著ヒスマルク公傳第二卷第八頁

千八百七十六年セルビヤト土耳其ト戦フトキ、數多ノ露國士官ハ有志兵トシテセルビヤノ軍隊ニ入りタリ、千八百七十七年二月八日ノ公文ニデルビー公ハ之ヲ評シテ曰「セルビヤ軍隊ノ戰鬥力ハ全部露國ノ有志兵ヲ以テ成レリ」ト而シテ露國ハ是レ皆其ノ出發ニ先タナ官職ヲ免セラレタル者ナリト主張スルモ他國ハ服セサルナリ、ゲフケンハ之ヲ論シテ曰、現ニ露帝ハ千八百七十年ノ獨佛戦争ニ際シ露國臣民カ一方ノ軍隊ニ入ルハ露

帝ノ守ル所ノ嚴正中立ニ害アリトシテ禁シタリ、然ルニセルビヤ土耳其ノ戰爭ニ於テハ同様ノ禁令ヲ發セス、剩サヘ應援士官ノ歸國スルニ及ヒ再ヒ之ヲ前官ニ復シタルハ以テ其ノ意、眞ノ中立ニ在ラサリシヲ證スルニ足レリト。

然ルニ又千八百七十七年ノ露土戰爭ニ於テハ露國ハ英吉利政府ノ所爲ニ就キ同様ノ疑團ヲ懷キタリ、即チ多クノ英國海陸軍士官ハ土耳其ノ軍隊及艦隊ニ入りタリ、而シテ英國政府ハ是レ既ニ英國ノ軍籍ヲ脱シタルモノナリト主張スレト露國ハ信セサルナリ。露國マルテンス東洋戰役論

但シ戰術研究ノ爲ニ中立國ヨリ士官ヲ派出シテ交戰軍隊ニ隨ヒ戰場ニ出テシムルハ戰時公法ノ公認スル所ノ慣例ニシテ中立違反ト爲ラス、此ノ士官ハ公然本國ノ政府ヲ代表スルモノニシテ其ノ身分ハ軍人ナレトモ其ノ職分ヨリ言ヘハ政府ノ委員ナリ、故ニ兩軍ノ加害ニ對シ保護セラル、然レトモ言行ヲ以テ戰爭ニ與ルコトヲ勉メテ避クヘキ義務アリ、若シ此ノ義務ニ背ク

トキハ殺傷捕擒セラル、モ如何トモスヘカラス。

千八百七十七年ノ露土戰爭ニ於テ英國ハ士官サル、アルノルド、カムベルヲ軍事委員トシテ土耳其ニ派遣シムクタル「バシヤ」ノ軍隊ニ屬セシメタリ而シテ實際土軍ノ作戰ヲ助ケタリシコトハ英人ノ記事ニ就キテモ明ナリ、露國ハ之ヲ知ルト雖別ニ英吉利ヲ責メサリキ露國マルテンス下卷第三百二十四節

(參照)ホルチェンドルフ第四卷第四百節

○露國マルテンス下卷第三百二十四節(一)、及(二)

第八節 中立國臣民ノ交戰國內滞在

中立國ハ交戰國ニ滞在スル自國ノ臣民ヲ保護スル權利アリ、又義務アリ、此ノ目的ノ爲ニ公使及領事ハ交戰國ノ邦域内ニ滞在シテ其ノ職務ヲ行フヘキモノトス、而シテ其ノ戰地ニ在ルハ自由ナリト雖戰爭ヨリ起ル總ヘテノ危難及不自由ヲ甘受セサルヘカラス。

獨佛戰爭中巴里攻圍ニ際シ各中立國ノ公使領事ハ巴里府内ニ在留シテ自

國臣民ヲ保護シタリ。彼等ハビスマルクニ照會シテ砲撃ヲ加フルトキハ豫メ通知ヲ受ケ并ニ毎週一回本國政府ニ音信ヲ通スル許可ヲ請求ニ及ヒヌ。砲撃豫告ノ義ハ全ク拒絶セラレ、交通ハ開封ヲ條件トシテ許可セラレタリ、然レトモ各國外交官等ハ此ノ條件ヲ承諾セサリキ。砲撃開始ノ後ニ至リ彼等ハ更ニビスマルクニ就キ中立國民退去ノ許可ヲ請求シタリ、然レトモビスマルクハ此ノ請求ヲ既ニ遲シト爲シテ應セサリキ。

交戰國內ニ滞在スル中立臣民ハ其ノ滞在ノ間ハ交戰ノ必要ニ出ツル法律規則ヲ遵守スル義務アリ。

此ノ類ノ制例ニシテ特ニ重大ナルハ津口防禦ノ水雷ニ關スル規則ナリ。露西亞ハ千八百七十七年ヨリ八年ニ至ル戰爭ニ於テ黑海ノ諸港ニ水雷ヲ据ヘテ防禦ニ備ヘ出入ノ船舶ヲシテ嚴重ナル規則ヲ守ラシメタリ。此ノ如キ場合ニ於テ誤テ水雷ニ當ルトキハ獨リ本船ノ不幸タルノミナラス其ノ虛ニ乘シテ敵ノ來襲スル所ト爲レハ一國ノ危害ヲ招クモ亦計ルヘカラ

サルカ故ニ如何ニ嚴重ナル規則ヲ設クルモ敢テ不當ト謂フヘカラス。又交戰國ハ敵ノ上陸ヲ防止スル爲ニ海岸ニ於テ點燈ヲ禁スル權利アルモ疑フヘカラサル所ナリ、而シテ燈火ヲ消シタル爲ニ難破スル船舶アリトモ其ノ本國ハ之ニ對シ交戰國ニ向テ賠償ヲ要求スル權利ナシ。露國マルテンス東洋戰役論第五

頁八二

(參照)露國マルテンス下卷第百二十四節三(四)

第四十章 中立ノ通商ノ權利(戰時禁制品)

第一節 中立通商ノ自由

前章ニ述ヘタル如ク國家ハ局外中立ノ義務ヲ全ウスル爲ニ種々ノ苦難ヲ嘗メ、羈束ヲ受ケサルヘカラス、此ノ苦難此ノ羈束ニ代ヘテ得ル所ハ即チ中立通商ノ利益ニ在リ、因テ局外中立ノ義務ヲ嚴守スルト同時ニ益通商上ノ權利ヲ擴張セントスルハ近時ニ於ケル戰時公法一般ノ方鍼ナリ、唯々通商ハ海軍ニ關係スル所最モ多キヲ以テ詳細ハ海戰ノ部ニ譲リ此所ニハ唯々大体ノ原則ヲ提出センノミ、左ノ如シ。

第一。中立國ノ境域内ニ於テスル通商ハ其ノ一方カ中立國タルト交戰國

タルトヲ論セス全ク自由ナリ。

但シ買主カ軍艦タリ又ハ陽ニ商船タルヲ裝フモ其ノ實ハ兵船タルトキハ之ヲ通商ト云フコトヲ得ス從テ其ノ賣買ハ兵艦機裝ヲ補助スルモノニシテ中立違反ナリ。

第二。中立國ト中立國トノ間ニ於テスル通商貿易ハ其ノ場所如何ニ關ハ

ラス全ク自由ナリ。

但シ陽ニ中立國ト通商スルヲ唱ヘテ其ノ實ハ交戰國ノ一方ト通商スルモノハ次ノ原則ニ依ル。

第三。中立國ト交戰國ノ一方トノ間ニ於テスル通商交易モ原則ニ於テ自

由ナリ、然レトモ其ノ貨物カ兵器彈藥及其ノ他ノ戰時禁制品ナルトキハ中立國ノ境域外ニ於テ交戰國ノ他ノ一方ノ爲ニ拿獲セラル、コトアルヘシ、是レ第一ノ制限ナリ、而シテ交戰國ノ一方カ他ノ一方ノ津港ヲ封鎖スル間ハ此ニ出入スルコトヲ得ス是レ第二ノ制限ナリ。

第二節 兵器彈藥ノ輸出

兵器彈藥ノ賣買ハ政府ニ於テスルト人民ニ於テスルト異ナリ、中立政府ヨリ交戰國ノ一方ニ軍需品ヲ賣渡スハ中立違反ナリ、然レトモ人民ノ賣買ニ至リテハ中立國ニ於テ之ヲ禁スヘキ義務ナク、却テ之ヲ公許スル權利アリ

リ。因テ中立國ノ兵器彈藥輸出ノ爲ニ不利益ヲ被ル恐アル交戰國ハ豫メ之ト條約ヲ締結セサルヘカラス、即チ彼我一國ノ一方ニ於テ他日第三ノ一國ト開戦スルニ至ルトキ互ニ其ノ臣民ヲシテ兵器彈藥ヲ此ノ第三國ニ賣渡サシメサランコトヲ契約スルモノナリ。ゲフケン曰兵器輸出ニ關スル條約ノ頗ル多キヲ以テ見レハ是レ條約アルニ非サレハ以テ中立國ヲ拘束スヘカラサル證據ナリト。若シ交戰國ノ一方ト條約ヲ結ヒタルカ爲ニ其ノ反對ノ一方ニ對スル兵器彈藥ノ輸出ヲ禁シ、而シテ條約國ニ對シ之ヲ禁セサルトキハ不公平ヲ免レヌ、却テ中立ニ違反ス、依テ其ノ一方ニ對シ輸出ヲ禁スル所ハ反對ノ一方ニ對シテモ亦之ヲ禁セサルヘカラス。

英吉利ト西班牙トノ間ニ千八百十四年八月廿八日ノ條約アリ、仍チ西班牙ノ屬領地ニ戰亂アリシトキ英國ハ双方ニ對スル兵器輸出ヲ禁シタリ。特別ノ條約ナキ場合ニ於テハ交戰國ニ對スル兵器彈藥ノ輸出ヲ自由ニシ之ヲ禁制セサリシ實例各國ニ多シ。

希臘人民ノ土耳其ニ反セシトキ英人希臘ニ兵器ヲ販賣スル風説アリ、カシニングハ土京駐在ノ英國公使ニ訓令シ、英國政府ハ兵器通商ヲ禁スヘキ義務ナキ旨ヲ土耳其政府ニ傳ヘシメタリ。佛國革命ノ戰爭ニ際シ佛國ハ米國政府ニ照會シテ其ノ人民ノ兵器ヲ英國ニ輸出スルヲ禁制センコトヲ要求シタリ、然レトモ兵器輸出ハ合衆國人民ノ自由ナリトシテ拒絕シタリ。クリミヤ戰爭ノ時ニ於テモ同旨ノ公文ヲ大統領ピエルスヨリ發シタリ。獨乙モ同シ原則ヲ奉シテ米國南北戰爭ニ際シ改造銃ヲ盛ニ輸出シタリ、又露土戰爭ニ際シテクルップ會社ハ双方ノ注文ヲ受ケテ大砲ヲ製造シタリ。

(參照) ホルチェンドルフ第四卷第百五十二節

○フ、ルモールハ兵器彈藥ノ輸出ヲ許スヲ以テ中立違反ナリトセリ、然レトモ現時ノ慣例ニ於テ之ヲ違反トセサルヲ認承セリ。

第三節 戰時禁制品

戰爭ト直接ノ關係アル戰時禁制品(即チ兵器彈藥)スラモ其ノ輸出ハ中立國ノ中立國タル所以ニ背クコトナシ、依テ自餘ノ物件ニ至リテハ固ヨリ皆輸出ヲ禁制スヘキ限リニ在ラス。然レトモ中立國カ輸出ヲ禁制スル義務ナキ所ノモノハ必スシモ交戰國カ輸出ヲ妨止スヘキ權利ナキ所ニ非ス、其ノ物件カ一旦中立國ノ境域内ヲ出ツルトキハ交戰國ニ於テ實力ヲ以テ之ヲ反對ノ一方ニ輸入スルコトヲ差止ムル權利アリ。交戰國カ此ノ權利ヲ用ヰルコトヲ得ヘキ貨物ヲ稱シテ戰時禁制品ト云フ、一定ノ貨物ノ戰時禁制品タルト否ハ左ノ二點ニ依リ定マル。

(一)貨物ノ種類(即チ戰爭ノ材料ト爲ルヘキモノナルコト)

(二)貨物ノ方向(即チ交戰國ノ一方ニ輸入セントスルコト)

(一)貨物ノ種類ニ關シテハ條約アレハ則チ之ニ依ルヘシ、條約ナキトキニ於テハ依ルヘキノ標準ナシ、唯タ各國其ノ信スル所ヲ行フノミ。千八百七十年八月一日英國バルミンダムノ商工會議ヨリ何ヲ戰時禁制品ト認ムヘキ

ヤチ政府ニ質議シタリ、而シテ英國政府ハ是レ交戰國ノ拿獲裁判所ニ於テ決スル所ニ一任スル外ナシ、其ノ判決ニシテ若シ甚シク公法ノ原則ニ違反セハ爲ニ國際談判ヲ開クヘキモ通例ハ各國ヲシテ其ノ意見ヲ行ハシムル旨ヲ以テ答ヘタリ、是レ實際ノ形勢ナリ。

公法ノ原則トシテハ(一)目的ニ依ル禁制品ト(二)用方ニ依ル禁制品トヲ區別ス、其ノ目的ニ依ルモノトハ直接ニ戰爭ノ用ニ供スルコトヲ目的トスル物件ヲ云フ、例ヘハ兵器、彈藥、軍艦、水雷船等ナリ、其ノ用方ニ依ル禁制品トハ戰爭ノ用ニモ平和ノ用ニモ供スルコトヲ得ヘキ物件ナリ、例ヘハ馬匹、船舶、帆木綿、帆柱、蒸氣機關、螺子、石炭、硝石等ナリ。目的ニ依ル禁制品ハ全ク沒收スルコトヲ得ヘク、用法ニ依ル禁制品ハ沒收ヲ許サス、單タ戰爭中之ヲ差押フルカ又ハ強迫買取ヲ爲スノ一ナリ。

金員ト食物トハ近時ニ於テ全ク禁制品ト看做サルニ一決セリ、ホー

(二)貨物ノ方向ニ關シテハ假令貨物ノ種類ハ禁制品タルモ之ヲ輸入スル國

ニシテ中立國ナルトキハ禁制品ト看做サ、ルヲ原則トス、即チ到着港又ハ寄航港ノ一カ交戰國ナル場合ニシテ始メテ禁制品タル性質確定スルモノナリ。假令到着港又ハ寄航港カ交戰國ニ接近スルモ爲ニ中立タル上ニ變更アルコトナシ。

魯士戰爭ニ於テハ露國々境ニ接近スル瑞典ノハバランダ港ヲ以テ魯國ニ對スル戰時用品ノ輸入港トシ、米國南北戰爭ニ於テハ南方諸州ニ近キバハマ島英領ノナサヲ港ヲ以テ南方ニ兵器彈藥ヲ輸入スル場所ト爲シタリ。

(參照) ホルチエンドルフ第四卷第百六十節第百六十一節

○ホール第二百三十六節

萬國戰時公法陸戰條規畢

附 錄

(附録第一)

○巴里公會ニ於テ決定セシ海上法要義ニ關スル宣言

(二十年三月十九日勅令

内閣總理大臣外務
海陸軍三大臣副署)

朕西曆千八百五十六年四月十六日巴里公會ニ於テ奧地利、佛蘭西、大不列顛、普魯西、露西亞、サルヂニア、及土耳其ノ間ニ締結セル海上法要義ニ關スル宣言ニ加盟シ茲ニ之ヲ公布セシム

海上法ノ要義ヲ確定スル爲メ西曆千八百五十六年四月十六日巴里公會ニ於テ決定セシ宣言

千八百五十六年三月三十日ノ巴里條約ニ署名セル各全權委員ハ茲ニ會議ヲ開キ戰時海上法ノ古來久シク痛嘆スヘキ紛議ノ原因ト爲リ且本件ニ關スル法律及ヒ義務ノ明確ナラサルハ局外中立國ト交戦國トノ間意見ノ相合ハサルノ基ニシテ隨テ容易ナラサル困難或ハ葛藤ヲ惹起スルノ恐レアルコトヲ悟リ此緊要ナル事項ニ關シ一定ノ主義ヲ設クルノ利益アル事並

ニ巴里公會ニ參集セル各全權委員ニ於テ本件ニ關スル列國交際上一定ノ原則ヲ議定スルハ最モ能ク各自政府ノ希圖ニ應スルモノナル事ヲ認メリ因テ右全權委員ハ各其政府ヨリ妥當ノ委任ヲ受ケ此目的ヲ達スルノ方法ヲ協議センコトニ決シ評議ノ上左ノ宣言ヲ採用セリ

第一 私船ヲ拿捕ノ用ニ供スルハ自今之ヲ廢止スル事

第二 局外中立國ノ旗章ヲ掲クル船舶ニ搭載セル敵國ノ貨物ハ戰時禁制品ヲ除クノ外之ヲ拿獲スヘカラサル事

第三 敵國ノ旗章ヲ掲クル船舶ニ搭載セル局外中立國ノ貨物ハ戰時禁制品ヲ除クノ外之ヲ拿獲スヘカラサル事

第四 港口ノ封鎖ヲ有効ナラシムルニハ實力ヲ用井サルヘカラス即チ敵國ノ海岸ニ接到スルヲ實際防止スルニ足ルヘキ充分ノ兵備ヲ要スル事

(附錄第二)

○勅令ヂュネーヴ公會ニ於テ決定セシ赤十字條約(明治十九年十一月十六日官報第千十五號)
朕西曆千八百六十四年戰時負傷者ノ不幸ヲ救濟スル爲メ瑞西國外十一國ノ間ニ締結セル赤十字條約ニ加入シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治十九年十一月十五日

内閣總理大臣伯爵伊藤博文
外務大臣伯爵井上馨
陸軍大臣伯爵大山巖
海軍大臣伯爵大山巖

西曆千八百六十四年八月二十二日瑞西國ジュネーヴ府ニ於テ瑞西國外十一國ノ間ニ締結セル赤十字條約加盟書

日本皇帝陛下ハ軍隊出陣負傷者ノ狀體改良ノ件ニ關シ千八百六十四年八月

二十二日ヂニチーヴニ瑞西聯邦バード大公殿下白耳義皇帝陛下丁抹皇帝陛下西班牙皇帝陛下佛蘭西皇帝陛下ヘッス大公殿下伊太利皇帝陛下和蘭皇帝陛下葡萄牙及アルガルブ皇帝陛下普魯士皇帝陛下ヴュルタンペール皇帝陛下ノ間ニ締結セシ左ノ條約ヲ識認ス

第一條

戰地假病院及ヒ陸軍病院ハ局外中立ト見做シ患者若クハ負傷者ノ該病院ニ在院ノ間ハ交戦者之ヲ保護シテ侵スコト勿ルヘシ
但戰地假病院及ヒ陸軍病院ハ兵力ヲ以テ之ヲ守ル時ハ其局外中立タルノ資格ヲ失フモノトス

第二條

戰地假病院及ヒ陸軍病院ニ於テ任用スル人員即チ監督員、醫員、事務員、負傷者運搬員並ニ説教者ハ各其本務ニ從事シ且ツ負傷者ノ入院スヘク若クハ救助スヘキ者アル間ハ局外中立ノ利益ヲ享有スルモノトス

第三條

前條ニ掲ケタル各員ノ從事スル戰地假病院若クハ陸軍病院ハ敵軍ノ占領ニ係ルト雖モ各員ハ依然其本務ヲ行フコトヲ得ヘク若クハ其屬スル隊ニ再ヒ加ハル爲メ退去スルコトヲ得ヘシ
前項ノ場合ニ於テ各員其職ヲ罷ル時ハ占領軍隊ヨリ敵軍ノ前哨ニ之ヲ送致スヘシ

第四條

陸軍病院ノ器具什物等ハ交戦條規ニ從テ處置スヘキモノナリ故ニ該病院附屬ノ各員ハ其退去ノ際各自ノ私有品ヲ除クノ外爾餘ノ物品ヲ携帯スルコトヲ得ス

第五條

但戰地假病院ハ前項ノ場合ニ於テモ其器具什物等ヲ保有スルコトヲ得
負傷者ヲ救助スル土地ノ住民ハ侵スコトヲ得ス且ツ之ヲシテ其自由ヲ得セ

シメサルヘカラス

交戦國ノ將官ハ住民ニ慈善ノ舉ヲ慫慂シ且ツ慈善ノ舉ニ依テ局外中立タルノ資格ヲ有スルコトヲ得ヘキ旨ヲ豫告スルノ責アルモノトス
家屋内ニ負傷者ヲ接受シ之ヲ看護スル時ハ其家屋ヲ侵スコトヲ得ス又自己ノ家屋ニ負傷者ヲ接受スル者ハ戰時課税ノ一部ヲ免カレ且ツ其家屋ヲ軍隊ノ宿舎ニ供用スルコトヲ免カルヘシ

第六條

負傷シ又ハ疾病ニ罹リタル軍人ハ何國ノ屬籍タルヲ論セス之ヲ接受シ看護スヘシ
司令長官ハ戰鬪中ニ負傷シタル兵士ヲ速ニ敵軍ノ前哨ニ送致スルコトヲ得但右ハ其時ノ狀勢ニ於テ之ヲ送致スルコトヲ得ヘク且ツ兩軍ノ協議ヲ經タル場合ニ限ルモノトス
治療後兵役ニ堪ヘスト認メタル者ハ其本國ニ送還スヘシ

又其他ノ者ト雖モ戰爭中再ヒ兵器ヲ帶ヒサル旨盟約シタル者ハ其本國ニ送還スヘシ

患者負傷者退去スル時ハ其之ヲ率フル人員ト共ニ完全ナル局外中立ノ取扱ヲ受クヘシ

第七條

陸軍病院戰地病院並ニ患者負傷者退去ノ標章トシテ特定一樣ノ旗章ヲ用ヒ且ツ其傍ニ必ス國旗ヲ掲クヘシ
局外中立タル人員ノ爲ニ臂章ヲ裝附スルコトヲ許ス但其交付方ハ陸軍官衙ニ於テ之ヲ司トルヘシ
旗及ヒ臂章ハ白地ニ赤十字形ヲ畫ケルモノタルヘシ

第八條

此條約ノ實施ニ關スル細目ハ交戦軍ノ司令長官ニ於テ其本國政府ノ訓令ニ從ヒ且ツ此條約ニ明示シタル綱領ニ準據シテ之ヲ規定スヘシ

第九條

此締盟各國ハデニチーヴ會議ニ全權委員ヲ派遣セサリシ政府ニ此條約ヲ示シ其加盟ヲ請フコトヲ約諾セリ因テ之カ爲メ議事録中餘白ヲ存ス

第十條

此條約ハ批准ヲ受クヘキモノトス而シテ其批准書ハベルヌニ於テ四月以内若クハ可成ハ其以前ニ交換スヘシ

是ニ於テ下名瑞西聯邦駐割日本皇帝陛下ノ特命全權公使ハ本件ニ關シ特別ノ權限ヲ帶ヒ此書ヲ以テ日本帝國ノ本條約ニ加盟スルコトヲ告知ス

右確證ノ爲メ下名ハ千八百八十六年六月五日ベルヌ府ニ於テ此告知書ニ記名調印スルモノナリ

瑞西聯邦駐割日本特命全權公使侯爵須賀茂韶手署

(附錄第三)

○千八百六十八年ヂニチーヴ公會ニ於テ決議セル千八百六十四年赤十字條約ノ追加條款各國比准未済

第一條

條約註一千八百六十四年ヂニチーヴ條約ヲ云フ以下同シ 第二條ニ記載セル人員ハ敵軍ノ占領スル所トナリシ時ト雖モ依然需要ノ存スル限りハ其勤務スル所ノ病院又ハ假病院ノ病者若クハ傷者ヲ看護スヘシ
若シ該人員ニ於テ自カラ退去センコトヲ請求スルキハ占領軍ノ司令官其出發ノ期日ヲ定ムヘシ但シ軍事上ノ必要アルキハ此期日ヲ延引スルコトヲ得ルト雖モ其延引ハ僅少ノ日時タルヘシ

第二條

各交戰國ハ中立ト認定サレシ人員ノ敵軍ニ陥リシキハ該人員ニ其給料ノ全額ヲ與フヘキコトヲ確保スル條規ヲ設クヘキモノトス

第三條

條約第一條及第四條ニ定メン場合ニ於テハ戰地假病院ノ名稱ハ陣中病院及
ヒ其他病者及ヒ傷者ヲ收容スル爲メ戰地ニ於テ軍隊ニ隨從スル臨時病院ニ
適用スルモノトス

第四條

戰時出稅反ヒ軍隊ノ宿舍ニ關スル負擔ヲ賦課スルニ付住民ノ慈善心ノ厚薄
ヲ酌量スルハ條約第五條ノ精神及ヒ千八百六十四年議事録ニ記載セル制限
ニ從ヒ條理ニ據ルヘシ

第五條

條約第六條ノ旨趣ヲ擴張シテ其抑留ハ軍隊ノ狀勢ニ關係ヲ來タスヘキ士官
ヲ取除キ且該條第二項ニ規定セル定限ニ從ヒ敵軍ノ手ニ陥リタル傷者ハ服
役不堪ト認メラレサル時ト雖モ戰爭中再ヒ兵器ヲ帶ヒサル要約ヲ以テ治療
後若クハ可成速ニ其郷里ニ還送スヘシ

海軍ニ關スル諸款

第六條

凡ソ^{ボート}櫓船ニシテ危險ヲ冒シ戰爭中及ヒ戰爭後難船者又ハ傷者ヲ收容スル者
又ハ之ヲ收容シテ中立船舶若クハ病者傷者ヲ救助スル船舶ニ送致スル者ハ
其任ヲ終ルマテ中立ノ待遇ヲ受クヘシ但シ戰爭ノ狀勢及ヒ戰鬪船舶ノ置位
ニ於テ中立タラシムルヲ得ヘキ時ニ限ル

第七條

右等狀情ノ有無ヲ判定スルハ總テ鬪戰者ノ仁愛心ニ放任スヘシ
右ノ如ク受容シテ看護スル難船者又ハ傷者ハ戰爭中服役スルコトヲ得ス
總テ捕獲船舶中宗教、醫術及ヒ傷者病者ノ救助ニ從事スル人員ハ中立タル
ヘシ右人員ハ其船舶ヲ退去スルキハ其私有ニ係ル外科術所用ノ物件及ヒ器
具ヲ携有ス

第八條

前條ニ記載セル人員ハ依然捕獲船舶内ニ於テ其職分ヲ勤メ戰勝者ノ命ニ依リ傷者ヲ轉退セシムルコトニ協力スヘキモノトス然ル後ハ前記追加第一條第二項ニ從ヒ其郷里ニ歸還スルコト自由タルヘシ
前記追加第二條ノ諸定規ハ右人員ノ給料ニ適用スヘシ

第九條

治療軍艦ハ其器具材料ニ關シテハ交戰條規ニ從フヘキモノニシテ該器具材料ハ捕獲者ノ所有ニ屬スヘシ然レモ捕獲者ハ戰爭中其器具材料ノ特別ノ用方ヲ變更スルコトヲ得ス

第十條

凡ソ商船ニシテ特ニ傷者及ヒ患者ノ看護輸送ニ從事スル者ハ其何國ノ船籍ニ屬スルヲ論セス中立タルモノトス然レモ敵ノ捕獲艦ノ臨檢ヲ受ケ之ヲ船内日記簿ニ記シタルキハ其傷者及ヒ患者ハ戰爭中服役不堪ノ者トナルヘシ且其捕獲艦ハ右船内ニ委員ヲ派遣シ其船ニ隨行セシメテ其輸送ニ從事スル

ノ眞實ナルコトヲ監査スルノ權アリトス

若シ右商船傷者及ヒ病者ノ外ニ積荷ヲ有スルキ其交戰國ノ設收スヘキ性質ノモノタラサルニ於テハ亦中立タルヘシ

交戰者ハ中立船舶ニ其軍事ノ機密上ニ害アリト思量スル總テノ交通及ヒ進行ヲ禁止スルノ權アリトス

急劇ノ場合ニ於テハ司令長官ハ傷者及ヒ病者ノ輸送ニ從事スル船舶ヲ一時特ニ中立トスル爲メ互ニ特別ノ條約ヲ取結フコトヲ得

第十一條

負傷若クハ病患ノ乗組水夫及ヒ軍人ハ其何國ノ人民タルヲ問ハス捕獲者ニ於テ之ヲ保護シ且看護スヘシ

右等ノ者其郷里ニ歸還スルハ條約第六條及ヒ追加第五條ノ諸定規ニ從フヘキモノトス

第十二條

條約ノ綱領ニ從ヒ中立ノ利益ヲ享有スル船舶又ハ櫓船ニシテ之ヲ顯示スル爲メ國旗ニ附揚スル特別旗ハ赤十字ヲ畫セル白旗タルヘシ

交戦者ハ右ニ付必要ト思量スル検査ヲナスヘシ

治病軍艦ハ其外部ヲ白色ニナシ砲門ヲ青色ニナシテ他船ト區別スヘシ

第十三條

條約調印者タル政府ノ認可セル救恤會社ノ費用ヲ以テ艤裝ヲナセル病者傷者救助船ニシテ其艤裝ヲ公許セシ國主ノ發セル委任狀ヲ有シ且其艤裝ノ間及ヒ最後出帆ノ時マテ管轄海軍廳ノ監督ヲ受ケ全ク其職分ノ目的ニ適合セルヲ證明セル同廳ノ書券ヲ有スルキハ其船舶ヲ中立ト看做スヘシ且其人

員亦同シトス

該船舶ハ交戦國ニ於テ之ヲ尊敬シ且保護スヘシ

該船舶ハ其國旗ト共ニ赤十字ヲ畫セル白旗ヲ掲揚シテ他船ト區別スヘシ其人員職務ヲ行フニ於テ他ト區別スル票章ハ右ト同色ノ臂章タルヘシ又該船

船ノ外部ハ白色ニシテ其砲門ハ赤色タルヘシ

該船舶ハ何國人タルヲ論セス交戦國ノ傷者及ヒ難船者ヲ救援シ及助力スヘシ

該船舶ハ方法ノ如何ヲ問ハス決シテ戰鬪者ノ進退ニ妨碍ヲナスヘカラス

該船舶ハ戰鬪中及ヒ戰鬪後危險ヲ冒シテ事ヲ爲スヘシ

交戦國ハ該船舶ニ對シ監督ト臨檢トノ權アルモノトス且該船舶ノ協力ヲ謝絶シ之ト隔離スヘキヲ命シ及非常ノ場合ニ於テ之ヲ抑留スルヲ要スルキハ其抑留ヲナスコトヲ得

該船舶ノ收容セシ傷者及ヒ難船者ハ孰レノ鬪戰者ニ於テモ其返還ヲ請求スルヲ得ス其傷者及ヒ難船者ハ戰爭中服役ヲ受クルヲ禁ス

第十四條

海戦ノ場合ニ於テ交戦者ノ一方傷者及病者ニ關係ナキ他ノ利益ノ爲メニ中立ノ利益ヲ濫用スルコト充分推測セラル、キハ其他ノ一方ニ於テハ反對ノ證

左アルマテ彼ニ對シ條約ヲ中止スルヲ得
若シ此推測變シテ確實ノ事トナルキハ他ノ一方ニ於テ戰爭中其條約ヲ拋棄
スルヲ得

第十五條

此書ハ原書一通ヲ調製シ瑞典聯邦ノ文庫ニ保存スヘシ
此書ノ公正ナル謄寫ハ此條約ニ加盟スルヲ勸告スルノ書ヲ添ヘ千八百六
十四年八月二十二日ノ條約ニ調印シ又ハ漸次之ニ加盟セシ各國ヘ送致スヘ
シ

右確實ヲ證スル爲メ下名ノ各委員此追加條款ノ草案ヲ作り之ニ各自ノ印ヲ
捺スルモノナリ

千八百六十八年十月二十日ヂュネーアニ於テ之ヲ作ル

(附錄第四)

○比律悉公會ニ於テ決議セル陸戰ノ法律慣例ニ關スル列國宣言成案

千八百七十四年七八月間ニブルッセル府ニ開キタル万国會議ノ決議ニシテ書中「宣言」
ト稱スルモノ是レナリ。

○敵國領地ニ於ケル陸軍ノ權柄

第一條 一ノ地方ヲ以テ占領セラレタリト爲スハ現實ニ敵ノ軍隊ノ權力ノ
下ニ置カレタル時ニ在リ、占領ハ此ノ權力ヲ設定シ、及之ヲ實行スル地方
ヲ以テ其ノ限界トス。

第二條 合憲從前ノ政府ヲ
云フ以下準之政府ノ權力ハ中止シ事實上占領者ノ手ニ移レルヲ
以テ其ノ權内ニ在ル總ヘテノ方策ヲ以テ成ルヘク公共生活ノ秩序ヲ回復
シ維持センコトヲ勉ムヘキモノナリ。

第三條 前條ノ目的即チ占領地内ノ秩
序ヲ維持スル目的爲ニ占領者ハ平時ニ於テ其ノ國土ニ

有効ナリシ法令ヲ保存スヘク、必要アルノ外之ヲ改更シ中止シ廢弛スヘカラス。

第四條 各級ノ官吏役員ニシテ占領者ノ諭告ニ依リ其ノ職ニ止マル者ハ占領者ノ保護ヲ受クヘシ。此等ノ官吏役員ハ其ノ自ラ承認シタル義務ニ背クニ非サレハ之ヲ免黜シ又ハ懲戒ノ處分ニ付セス、叛逆アルニ非サレハ裁判ニ付スルコトナカルヘシ。

第五條 占領軍隊ハ從來ノ國家ノ利益ノ爲ニ定メタル租税、課金、收納金、及手数料ヲ徵收スルニ止マルヘク、若シ此等ヲ徵收スヘカラサル事情アルトキハ之ニ相當スルモノヲ徵收スルニ止マルヘシ、且成ルヘク現在ノ体裁及慣行ニ依ルヘシ。占領軍隊ハ合憲政府カ之ヲ行政ノ爲ニ支出シタルト同シ割合ニ於テ此等ノ收入ヲ以テ國土行政ノ費用ニ充ツヘキモノナリ。

第六條 土地ヲ占領スル軍隊ハ眞ニ國有ニ屬スル現金、資本、約券、并ニ兵

庫、運搬ノ方便、集積場、糧糶、等總ヘテ戰爭ノ用ニ供スルコトヲ得ヘキ國有動産ニ限り略取スルコトヲ許サル。

鐵道ノ材料、陸地電信線、漁船、及其ノ他海上法ノ範圍ニ屬セサル船舶、并ニ兵器貯藏、及概シテ各種ノ軍需品ハ、會社又ハ一個人ノ所有ニ屬スルモノタリトモ、同様ニ戰爭ノ用ニ供スルコトヲ得ヘキ所ナルヲ以テ、之ヲ敵ノ自由處分スル所ニ放任スヘカラス^{即チ押取スヘシ}。其ノ鐵道ノ材料、陸地電信線、并ニ漁船、及其ノ他ノ船舶ハ、平和ニ至リ之ヲ返付シ且損害賠償ノ法ヲ定ムヘシ。

第七條 占領政府ハ占領地内ニ在リテ敵ノ國家ニ屬スル公有建築、不動産、森林及農作地ノ經理者タリ、且用益者タル地位ニ立ツ者ナリ、占領政府ハ此等ノ財産ノ基本ヲ保存シ、用益權ノ法規ニ從ヒ之ヲ經理スヘキモノナリ。

第八條 自治体ノ財産及教禮、仁恤、教育、技藝、學術ノ用ニ專供シタル設營

ハ國家ノ所有ニ屬スト雖猶ホ私有財産ト同様ニ取扱フヘシ。
總ヘテ此等ノ設營、歴史上ノ紀念物、技藝及學術ノ製作物ヲ略取シ、故意
ニ損壞シ、又ハ汚辱スル者アルトキハ、管轄者ニ於テ之ヲ處罰スヘキモ
ナリ。

○何人ヲ以テ交戦者及闘戦者及非闘戦者ト爲スヤ

第九條 戦規ニ基ク權利及義務ハ獨リ軍隊ニ適用スルノミナラス又民兵及
義勇團ニシテ次ノ條件ニ合スル者ニ適用ス。

(一)、固定ニシテ遠方ヨリ認知スヘキ分明ナル標章ヲ有スルコト。

(二)、公然ニ武器ヲ携帯スルコト。

(三)、作戰ニ於テ戦争ノ法律慣例ニ遵フコト。

民兵ヲ以テ軍隊又ハ其ノ一部分ト爲ス國ニ於テハ民兵ヲ軍勢ノ名目中ニ
包含ス。

第十條 未ダ占領ヲ被ラサル地方ノ住民ニシテ敵ノ來襲ニ際シ第九條ニ依

リ兵戦上ノ編成ヲ爲スニ違ナク、自然ニ兵器ヲ取テ起テ、襲軍ニ敵抗スル
者、戦争ノ法律慣例ヲ守ルニ於テハ、闘戦者ト看做スヘシ。

第十一條 交戦者ノ軍勢ハ闘戦者及非闘戦者即チ所謂非
闘戦從軍者ヨリ成立ス、敵ニ捕
擒セラレタルトキハ共ニ俘虜タルノ權利ヲ有ス。

○害敵ノ方便

第十二條 戦規ハ交戦者ニ於テ敵ニ加害スル方便ノ取捨ニ關シ無制限ノ權
力アルヲ認メス。

第十三條 此ノ原則ニ依リ特ニ制禁スルモノ左ノ如シ。

- (イ)、毒物及毒ヲ施シタル武器ヲ使用スルコト。
- (ロ)、敵ノ國民又ハ軍隊ニ屬スル人ヲ暗殺スルコト。
- (ハ)、武器ヲ措キ、又ハ防戦ノ術盡キ擲身降ヲ請フ敵ヲ殺戮スルコト。
- (ニ)、無救命ノ宣告ヲ爲スコト。
- (ホ)、無用ノ慘害ヲ被ラス兵器彈丸又ハ物質并ニ千八百六十八年ノ聖比得セントピートル

堡宣言ヲ以テ禁シタル發射物ヲ使用スルコト。

(ハ) 戦使ノ旗章國旗又ハ軍標及敵ノ制服并ニ赤十字條約ノ徽章ヲ濫用スルコト。

(ト) 戦争ノ必要万止ムヲ得サルニ非スシテ敵ノ財産ヲ破壊シ又ハ略取スルコト。

第十四條 奇計并ニ敵兵及地勢ノ情報ヲ得ルニ必要ナル方便ヲ使用スルハ(第二十六條ニ規定シタル場合ヲ除ク外)適法ナリトス。

○攻圍及砲撃

第十五條 攻圍ヲ加フヘキハ防守シタル場所ニ限ル。開放シタル市邑、家屋ノ聚合、又ハ村落ニシテ防守セサルモノハ襲撃シ又ハ砲撃スルコトヲ得ス。

第十六條 一ノ市邑、戦争ノ場所、家屋ノ聚合、又ハ村落ニシテ防守シタルモノハ、突進攻撃ヲ加フル場合ノ外、襲撃軍ノ司令官ニ於テ、砲撃ヲ開ク

前、其ノ權内ニ在ル總ヘテノ手段ヲ以テ、管轄官ニ其ノ旨ヲ告知スヘキモノナリ。

第十七條 前條ノ場合ニ於テハ成ルヘク教法、技術、理學、慈善、ノ用ニ供スル建築、病院、及病者負傷者ヲ集置スル場所ヲ避クル爲ニ十分ノ注意ヲ加ヘサルヘカラス、但シ此等ノ場所ヲ兵事ニ使用セサルヲ以テ其ノ條件トス。

攻圍ヲ被ムル者ハ豫メ攻圍者ニ通知シタル特別顯著ナル標識ヲ以テ此等ノ建築ヲ表示スル義務ナリ。

第十八條 突撃ヲ加ヘテ陷レタル市邑ヲ縱テ勝利ヲ得タル軍隊ノ掠奪ニ任スルコトナカルヘシ。

○間諜

第十九條 敵ノ占領スル場處ニ入り隱密ニ又ハ虚妄ノ口實ヲ假リ、反對ノ一方ニ報知スル目的ヲ以テ事實ヲ探窺シ又ハ探窺セントスル者ノ外ハ何

人モ間諜ト看做スヘカラス。

第二十條 間諜ハ現行ヲ差押ヘタルトキ之ヲ捕擒シタル軍隊ニ行ハル、法律ニ依リ審判シ、處分スヘシ。

第二十一條 間諜一旦其ノ屬スル所ノ軍隊ニ歸着シ後ニ至リ敵ニ捕擒セラレタルトキハ俘虜トシテ取扱ハル、外其ノ既往ノ行爲ニ對シ責問ヲ受クルコトナシ。

第二十二條 軍人偽裝セスシテ情狀探知ノ爲ニ敵軍ノ戰線内ニ入りタル者ハ之ヲ間諜ト看做スヘキニ非ス。

軍人(又ハ公然軍人ノ使囑ヲ奉スル常人)自軍又ハ敵軍ニ向ヒ音信ヲ通スルノ命ヲ帶ヒ敵ニ捕擒セラレタル者ハ之ヲ間諜ト看做スヘキニ非ス。

音信ヲ齎シ及概シテ一ノ軍隊若クハ領地ノ異ナル部分ノ間ニ交通ヲ爲ス爲ニ氣球ニ乗り旅行スル者若シ捕擒セラレタルトキハ同シク此ノ部類ニ屬ス。

○俘虜

第二十三條 俘虜ハ兵器ヲ脱セシメタル公正ノ敵ナリ。即チ詭僞ヲ以テ我軍ヲ陷レントシタル不正ノ敵ニ非ス 俘虜ハ其ノ敵ノ政府ノ權力ニ從フモノナリ、之ヲ捕擒シタル一個人又ハ軍隊ノ權力ニ從フニ非ス。

俘虜ハ仁愛ヲ以テ取扱フヘキモノナリ。

總ヘテ違令ノ行爲アルトキハ之ニ對シ必要ナル嚴重監制ヲ用井ルモ妨ケナシ。

兵器ヲ除キ凡ソ彼等ノ一身ニ屬スルモノハ永ク其ノ所有タルヘシ。

第二十四條 俘虜ハ之ヲ市邑、城塞、陣營又ハ其ノ他ノ處ニ留置シ、或ル一定ノ境界以外ニ出テサル義務ヲ負ハシムルコトヲ得ヘシ、然レトモ監守上止ムヲ得サル必要アルニ非サレハ禁錮スルコトヲ得ス。

第二十五條 俘虜ハ戰場ノ作業ニ直接ノ關係ナキ政府ノ工事ニ傭役スルコトヲ得、但シ其ノ事業ハ過度ニ疲勞セシムルコトナク、又軍隊ニ屬スル者ナ

レハ其ノ軍人ノ分限ヲ辱ムルコトナク、軍隊ニ屬スル者ニ非サレハ其ノ官職又ハ社會上ノ地位ヲ辱シムルコトナキヲ要ス。

又彼等ハ軍衛ノ定ムル條件ニ順ヒ民間ノ事業ニ傭役セラル、コトヲ得ヘシ。

彼等ノ給料ハ彼等ノ状態ヲ改良スルコトニ支出セラルヘク、或ハ解放ノ日ニ於テ彼等ニ交付セラルヘシ、但シ扶持ノ費用ハ之ヲ引去ルコトヲ得。

第廿六條 俘虜ハ如何ナル方法ヲ以テスルモ之ヲ強制シテ交戦ノ作用ニ關係スル各種ノ事業ニ與ラシムルコトヲ得ス。

第廿七條 俘虜ヲ監守スル政府ハ之ヲ扶持スヘキ義務アリ、此ノ扶持ニ關ル條件ハ交戦國ノ合意ヲ以テ之ヲ約定スルコトヲ得ヘシ。

此ノ約定ナキ場合ニ於テ一般ノ原則トシテハ食料及被服ニ關シ捕者タル政府ノ軍隊ト同等ノ取扱ヲ爲スヘキモノトス。

第廿八條 俘虜ハ其ノ監守ヲ司ル軍隊ノ現行法律規則ニ從フヘキナリ。

逃走スル俘虜ニ對シテハ喚呼ノ後兵器ヲ使用スルコトヲ得即チ射撃シテ、但殺スコトヲ得シ之ヲ再捕シタルトキハ懲罰ニ付シ、又ハ更ニ嚴重ナル監禁ニ處スヘシ。但シ刑罰ヲ加フヘカラス

一旦逃脫ヲ遂ケタルノ後再ヒ捕擒セラル、トモ前ノ逃脫ノ爲ニ處分ヲ受クルコトナシ。

第廿九條 俘虜其ノ氏名官等ヲ尋問セラレタルトキハ眞實ヲ以テ答フル義務アリ、背クトキハ其ノ身分ニ相當スル俘虜ニ與フル利益ノ一部分ヲ削ラル、コトアルヘシ。

第三十條 俘虜ノ交換ハ交戦兩國ノ合意ヲ以テ其ノ條件ヲ規定ス。

第三十一條 俘虜ハ其ノ本國ノ法律ニ於テ之ヲ許ス場合ハ宣誓ノ上解放セラル、コトアルヘシ、此ノ場合ハ一身ノ名譽ニ懸ケテ自國ノ政府ニ對シ

並ニ捕者タリシ國ノ政府ニ對シ其ノ約定シタル條件ヲ嚴密ニ履行スヘキ義務アリ。

同シ場合ニ於テ其ノ本國ノ政府ハ誓旨ニ違背スル服務ヲ要求シ又ハ承納スルコトヲ得ス。

第三十二條 俘虜ヲ強迫シテ宣誓解放ヲ受ケシムルコトヲ得ス、又敵ノ政府ハ俘虜ノ宣誓解放ヲ受ケントスル要求ニ應スル義務ナシ。

第三十三條 凡ソ宣誓解放ヲ受ケタル俘虜其ノ名譽ニ懸ケテ誓約シタル政府ニ反對シ兵器ヲ取ルニ際シ即チ直接ニ戦闘スル時再擒セラレタルトキハ俘虜タルノ權利ヲ失ヒ裁判ニ付セラルヘシ即チ罪人トシテ刑罰ニ處セラルヘシ

第三十四條 軍隊ニ隨從スト雖直接ニ軍隊ノ一部分ヲ爲スニ非サル諸人、例ヘハ通信員、新聞探訪者、給養掛、用達人等ノ如キモ亦之ヲ俘虜ト爲スコトヲ得。彼等ハ常ニ管轄官衙ノ證狀及認識票ヲ携帯スヘキモノトス。

若シ之ヲ携帯セサルトキハ俘虜タル名譽ノ取扱ヲ受クルコトヲ得ス

○病者及負傷者

第三十五條 病者負傷者ノ看護ニ關スル交戦者ノ義務ハ此ノ宣言ノ結果ニ

因リ之ニ及フヘキ改修ヲ除ク外總ヘテ千八百六十四年八月廿二日ザニチーヴ條約ノ規程ニ依ル。

○一個人ニ對スル陸軍ノ權柄

第三十六條 占領地ノ民衆ヲ強迫シテ其ノ自國ニ反對スル作戰ニ與ラシムルコトヲ得ス。

第三十七條 占領地ノ住民ヲ強制シテ敵ノ國權ニ對シ臣從ノ誓ヲ爲サシムルコトヲ得ス。

第三十八條 家族ノ名譽及權利、一個人ノ身體及財産、并ニ其ノ信教及禮拜ノ儀式ハ之ヲ尊敬スヘシ。

私有ノ財産ハ沒收スルコトヲ許サス。

第三十九條 掠奪ハ之ヲ嚴格ニ禁制ス。

○徵發及課金

第四十條 私有ノ財産ハ尊敬スヘキモノナリ、仍テ敵軍ハ市町村又ハ住民

ニ對シ戦争ノ必要トシテ一般ニ認メラレタル現品及課役ニ限り要求スヘク、其ノ分量ハ國土ノ資力ニ比例スヘシ、且住民ヲシテ自國ニ反對スル作戦ニ與ル義務ヲ負ハシムルコトナカルヘシ。

第四十一條 敵軍カ納税ノ義務ニ代ヘ、又ハ現品ノ徴收ニ代ヘ、又ハ贖罪トシテ課金ヲ徴スルハ成ル可ク占領地方ニ於テ有効ナル租税ノ賦課徴收ノ方法ニ率由スヘシ。

合憲政府ノ文官其ノ職ニ留マルトキハ課金ノ事務ヲ補助スヘシ。
課金ハ司令長官又ハ敵軍カ占領地方ニ設置シタル行政官衙ノ命令及責任ヲ以テスルノ外之ヲ徴スルコトヲ得ス。

凡ソ課金ニ對シテハ其ノ差出人ニ領收證ヲ交付スヘシ。
第四十二條 徴發ハ占領地司令官ノ職權ヲ以テスルニ非サレハ之ヲ行フコトヲ得ス。

總ヘテ徴發ニ對シテハ代金又ハ領收證ヲ交付スヘシ。

○戰使又曰軍使

第四十三條 交戦者ノ一方ノ命ヲ帶ヒテ他ノ一方ト談判ヲ爲スタメニ白旗ヲ持テ鼓吹手(喇叭士)又ハ鼓士一名及旗手一名ヲ具シテ到ル者ヲ戰使トス。

戰使并ニ之ニ隨行スル鼓吹手及旗手ハ不可害ノ權利ヲ有ス。

第四十四條 敵軍ヨリ戰使ヲ送ラレタル長官ハ如何ナル場合ニ如何ナル事情ニ際シテモ必ス之ヲ接待スヘキ義務ナシ。

長官ハ戰使カ其ノ敵ノ戦線内ニ在ル機會ヲ利用シテ敵ノ不利ヲ計ラントスルコトヲ防止スルニ必要ナル總ヘテノ手段ヲ施スコトヲ得ヘク、戰使タル者若シ果シテ其ノ信用ヲ濫用シタル形跡アルトキハ之ヲ一時拘留スル權利アリ。

長官ハ豫メ一定ノ期間戰使ヲ射絶スル旨ヲ宣言スルコトヲ得ヘシ。
此ノ告知ヲ受ケタル一方ヨリ告知以後ニ於テ敵軍ニ詣ル戰使ハ不可害ノ

權利ヲ有セス。

第四十五條 戰使其ノ特權ヲ濫用シテ叛逆ノ所業ヲ教唆シ又ハ自ラ不軌ヲ爲シタル證據分明ニシテ拒否スヘカラサルトキハ不可害ノ權利ヲ喪フ。

○降服又謂開城

第四十六條 降服ノ條件ハ双方ノ協議ヲ以テ之ヲ定ム。

右ノ條件ハ軍人ノ名譽ニ背クモノタルヘカラス。

一旦規約ヲ以テ確定シタルトキハ双方ニ於テ之ヲ恪守スヘシ。

○休戰

第四十七條 休戰ハ交戰者双方ノ合意ヲ以テ鬪戰ノ作用ヲ中止スルモノナリ。若シ期間ヲ確定セサルトキハ交戰者ハ何時ヲ限ラス鬪戰作用ヲ開始スルコトヲ得ヘシ、但シ休戰ノ條件ニ從ヒ適當ノ時期ニ於テ其ノ旨ヲ敵ニ告知スヘキモノナリ。

第四十八條 休戰ハ一般ナルアリ、局部ナルアリ、一般休戰ニ於テハ交戰兩

國ノ鬪戰作用ヲ一般ニ中止シ、局部休戰ニ於テハ交戰軍隊ノ或ル部分ノ間ニ於テ範圍ヲ限リ之ヲ中止ス。

第四十九條 休戰ハ公式ヲ以テ速ニ之ヲ關係ノ官廳及軍隊ニ通知スヘシ。

通知ノ後ハ直ニ鬪戰ヲ中止スヘキモノナリ。

第五十條 休戰ニ際シ人民ノ間ニ於ケル交際ハ休戰規約ノ條項ヲ以テ之ヲ

約定スヘシ。

第五十一條 一方ニ於テ規約ニ違背スルトキハ他ノ一方ニ於テ之ヲ廢棄スヘキ權利ヲ生ス。

第五十二條 一個人カ自己ノ發意ヲ以テ即チ上官ノ命令ニ依ラス休戰規約ノ條項ニ違背

シタルトキハ單ニ違背者ノ懲罰ヲ要請シ若シ損害アルトキハ其ノ賠償ヲ要求スル權利ヲ生スルノミ。

○中立國ニ於テ抑留シ又ハ看護スル交戰者

第五十三條 中立國其ノ邦域内ニ交戰國ノ軍勢ニ屬スル軍隊ヲ接受シタル

トキハ之ヲ成ルヘク戰場ヨリ遠隔セル地内ニ抑留スヘシ。
中立國ハ避入ノ軍隊ヲシテ營内ニ居ラシム或ハ之ヲ城塞内ニ拘禁シ其ノ他抑留ノ目的ニ適シタル場所ニ居ラシムル權利アリ。

中立國ハ士官ノ公許ヲ得スレテ中立地域ヲ去ラサル旨ヲ立誓スル者アルトキ之ヲ解放スルヤ否ヲ決スル權利アリ。

第五十四條 特別ノ條約ヲ缺ク場合ニ於テハ中立國ヨリ其ノ抑留スル所ノ兵士ニ仁愛主義ノ命スル所ニ合ヘル食糧、被服、救護ヲ支給スヘシ。抑留ノ爲ニ起ル出費ハ平和ニ至リ之ヲ償却スヘシ。

第五十五條 中立國ハ交戰國ノ軍隊ニ屬スル病者負傷者ヲ其ノ邦域ヲ經テ運送スルコトヲ許可スル權利アリ、然レトモ其ノ輜重ニハ他ノ兵員及軍用品ヲ搭載セサルヲ以テ條件ト爲スヘシ。此ノ場合ハ中立國ニ於テ必要ナル保護監督ノ策ヲ施スヘシ。

第五十六條 デニチーヴ條約ハ中立地内ニ拘禁スル病者及負傷者ニモ適用

ス。

千八百七十四年八月廿七日ブルッセルニ於テ記名調印ス

魯西亞

樞密顧問

「ハロン」ア、ヨミニー

陸軍將官

ハ、レール

宮中顧問

博士マルテンス

獨乙

陸軍將官

「フォン」ヴァート、レット

陸軍將官

「フォン」レオンロット

陸軍佐官

男爵ウエルク

樞密顧問

男爵ソーデン

樞密顧問

博士ブルンチユリ

奧大利匈牙利

公使

伯爵ナヨトック

白耳義

陸軍將官

男爵 シェーンフェルド

陸軍佐官

男爵 ランベルモン

丁抹

總長

モッケル

ファイテル

ウエーデル

ブルン

西班牙

陸軍佐官

公爵 テツァン

セルウエール、イ、フマガリ

海軍將官

「ド、ラ」ペツエラ

佛蘭西

陸軍將官

男爵 ボウダ

アルノードウ

英吉利

陸軍將官

「サル」アルフ、ホールスフォルド

希臘

陸軍佐官

マノス

伊多利

陸軍佐官

男爵 ブロン

白耳義

伯爵 ランツァ

陸軍佐官

「ファン、デル」シェリーク

瑞典諾威

陸軍佐官

スターフ

瑞西

聯邦佐官

ハムマル

(附録第五)

○萬國公法協會編纂戰規提要

千八百八十八年オクスフォールドニ開キタル萬國公法協會總會ノ決議ニシテ書中「提要」ト稱スルモノ是レナリ

陸戰條規

第一部 一般原則

第一條 戦争ノ状態ハ獨リ交戦國ノ軍勢ト軍勢トノ間ニ於テノミ強暴ノ行爲アルヲ許スモノトス

凡ソ軍隊ニ屬セサルノ人ハ強暴ノ行爲アルヲ得ス。

〔右第一條ニ於テハ國家ノ軍勢ヲ組成スル人員ト其ノ餘ノ臣民トノ間ニ區別ヲ立ツルヲ以テ茲ニ所謂軍勢ナルモノニ定義ヲ下スノ必要ヲ生ス〕

第二條 國家ノ軍勢ニ算入スヘキモノ左ノ如シ、

(一) 眞ニ軍隊ト稱スルモノ、但シ民軍ヲ包含ス

民軍トハ平時ニ於テ各自其ノ職業ニ從事シ戰時ニ至レハ出テ隊伍ニ入ル人民ヲ以テ組織シタル軍隊ナリ

(二) 豫備、後備、並左ノ條件ニ合スル各種ノ團隊、

(イ) 責任アル統率者ノ下ニ立ツコト

(ロ) 制服又ハ標章ヲ着用スルコト但シ其ノ標章ハ固定ニシテ遠方ヨリ見知シ得ヘキモノナルヲ要ス。

(ハ) 公然武器ヲ携帯スルコト

(三) 戦艦ノ乗員、其ノ他海軍ニ屬スル人員有志海兵ヲ包ム。

(四) 敵ノ占領ヲ受ケタル土地ノ住民ニシテ軍隊ノ來襲ニ際シ之ト闘ハンカ爲ニ自然ニ且公然ニ兵器ヲ以テ起ツ者、但シ此ノ如キ人民ハ猶豫ノ存セサルカ爲ニ未タ兵戦上ノ編成ヲ爲スニ至ラサルモ猶ホ之ヲ一國軍

勢ノ一部ト看做スヘキモノナリ。

第三條 凡ソ交戦スル軍勢ハ戦規ヲ遵守スヘキモノナリ。

〔國家タルモノ戦時ニ於テ其ノ敵抗ノ力ヲ用ヰル適法ノ目的トスヘキ所

一ニ敵ノ兵力ヲ弱ムルニ在リ(千八百六十八年十一月四日ヨリ十四日

ニ至ル聖比得堡万国會議宣言)。

第四條 戦規ハ交戦者ニ於テ其ノ敵ニ加害スル爲ニ如何ナル方便タリトモ

隨意撰用スル無限ノ自由ヲ許サス、就中無用ノ嚴酷ニ渉ルヘカラス、又總

ヘテ不實、不正、若クハ暴逆ノ行爲ヲ避ケサル可カラス。

第五條 戦時ニ於テ交戦者ノ間ニ締結シタル休戦降服以下各種ノ軍中規

約ハ嚴密ニ遵守シ且尊敬スヘキモノナリ。

第六條 攻襲ヲ被リタルノ土地タリトモ戦争ノ終ルマテハ未ダ以テ略取セ

ラレタルモノト爲スコトヲ得ス、其ノ戦争ノ終ル前ハ占領ヲ爲スノ國家

ニ於テ事實上ノ必勢ニ依リ監督ヲ行フト雖此ノ監督ハ本來假構ノモノタ

リ。

第二部 一般原則ノ適用

第一款 敵抗

(甲) 人ニ對スル行爲ノ條規

(イ) 平穩ナル住民ニ就キ

〔第一條ニ據リ強暴ノ行爲ハ單ニ軍勢ト軍勢トノ間ニ於テノミ許スヘキ

モノナルヲ以テ左ノ諸則アリ〕

第七條 住民ノ平穩ナル部分ヲ逆待スルハ制禁ナリ。

(ロ) 敵ニ加害スルノ方便ニ就キ

〔第四條ニ依リ行爲ハ正實ナルヲ要スルヲ以テ正々堂々兵勢ヲ以テ兵勢

ニ當ルヘキモノタリ是ヲ以テ〕

第八條 左ノ行爲ヲ禁制ス

- (イ) 毒劑ヲ各様ニ使用スルコト
- (ロ) 詐偽奸邪ノ方法ヲ以テ敵ヲ殺害セントスルコト(例ヘハ刺客ヲ放チ、又ハ偽リ降服シテ殺害ヲ加フルノ類)
- (ハ) 軍勢ニ屬スル公明ノ標識ヲ隠シテ敵ヲ襲撃スルコト
- (ニ) 國旗、士官階級ノ標識、敵兵ノ制服、休闘ノ旗章、赤十字條約ヲ以テ定メタル保護ノ徽章ヲ濫用スルコト(第十七條及第四十條參觀)

〔第四條ニ依リ無益ノ慘害ハ避クヘキモノナリ是ヲ以テ〕

第九條 左ノ諸事ヲ禁制ス

- (イ) 無用ノ苦痛ヲ與ヘ又ハ傷害ヲ彌大ニスル武器、彈丸、其ノ他ノ物質ヲ使用スルコト、就中爆發性ヲ具ヘ又ハ爆發物ヲ充テタル飛彈ニシテ量目四百「グラム」以下ナルモノヲ用ヰルコト(聖比得堡宣言)
- (ロ) 降服ヲ請フ者又ハ負傷シタル者ヲ傷殺スルコト及救命ヲ與ヘサルノ宣告ヲ爲スコト但シ此ノ宣告ヲ爲ス軍隊ニ於テ自ラ救命ヲ請ハサル

ヲ宣告スル場合モ亦同シ。

(ハ) 負傷者、病者及治療所員ニ就キ

〔負傷者、病者及病院ノ人員ハ赤十字條約(第十條乃至第十八條)ニヨリ無益ノ慘害ニ對シ防禦セラル、左ノ如シ〕

第十條 負傷シ又ハ疾病ニ罹リタル軍人ハ何國ノ屬籍タルヲ論セス之ヲ收容シ、看護スヘシ。

第十一條 司令長官ハ戰鬪後直ニ其ノ戰鬪中ニ負傷シタル敵ノ兵士ヲ敵ノ前哨ニ送致スルコトヲ得、但シ右ハ其ノ時ノ狀勢ニ於テ之ヲ送致スルコトヲ得ヘク、且兩軍ノ協議ヲ經タル場合ニ限ルモノトス。

第十二條 患者負傷者ヲ輸送スルトキハ其ノ之ヲ率ヰル人員ト共ニ完全ナル中立ノ取扱ヲ受クヘシ。

第十三條 戰地假病院及陸軍病院ニ於テ任用スル人員即チ醫士書記及其ノ他衛生、庶務、運搬ニ從事スル人員並敎禮士死期ニ病者ノ爲ニ他界ヲ祈ル者並ニ官設病院ノ人

員ヲ補助スル職權ヲ與ヘラレタル協會即チ赤十字社ノ會員及代表員ハ各其ノ本務ニ從事シ且負傷者ノ入院スヘク若シクハ救護スヘキ者アル間ハ中立ノ利益ヲ享有スルモノトス。

第十四條 前條ニ掲ケタル各員ハ敵軍ノ占領スル所ト爲リシ時ト雖依然需
要ノ存スル限りハ其ノ勤務スル所ノ病院又ハ假病院ノ病者若クハ負傷者
ヲ看護スヘシ。

第十五條 若シ第十三條ノ人員ニ於テ自ラ退去センコトヲ請求スルトキハ
占領軍ノ司令官其ノ出發ノ期日ヲ定ムヘシ、但シ軍事上ノ必要アルトキ
ハ此ノ期日ヲ延引スルコトヲ得ヘシト雖其ノ延引ハ僅少ノ日時ヲ越エサ
ルヘシ。

第十六條 中立ト認定セラレタル人員敵軍ニ陥リシトキハ成ルヘク之ニ相
當ノ扶持及給料ヲ與フルノ條規ヲ設クヘキモノトス。

第十七條 中立タル諸員ハ白地ニ赤十字ノ臂章ヲ裝附スヘキモノトス、但

シ其ノ交付方ハ陸軍官衙ニ於テ之ヲ司ルヘシ。

第十八條 交戰國ノ將官ハ其ノ戰地ノ住民ノ仁愛ニ愍ヘテ慈善ノ舉ヲ從憑
シ、若シ負傷者ノ救護ニ盡力セハ之ニ酬イルノ利益(第三十六條及第五十
九條參照)アルコトヲ豫言スルノ義務アルモノトス、果シテ此ノ勸諭ニ應
スル人民ニハ特別ノ保護ヲ加フヘキモノタリ。

(ニ)死者ニ就キ

第十九條 戰場ニ斃レ伏セル死人ヲ褫奪シ又ハ其ノ体ヲ支解スルコトヲ得
ス。

第二十條 死人ハ其ノ何誰タルヲ知ルニ必要ナル標識(就中服章、番號等)ヲ
其ノ身邊ニ就キ集收シタルノ後ニ非サレハ之ヲ埋葬スヘカラス、敵ノ死
跡ニ就キ集收シタル標識ハ之ヲ其ノ軍隊又ハ政府ニ通知スヘキモノト
ス。

(*) 擄虜ト爲スヘキ人

第二十一條 交戦者ノ軍勢ノ一部ニ居ル人敵手ニ陥リタルトキハ俘虏トシテ第六十一條以下ノ規程ニ依リ取扱フヘキモノナリ。

本條ハ公然公信ヲ齎ス傳令使並ニ敵ノ動靜ヲ視察シ又ハ軍隊若クハ領地ノ諸部ノ間ニ音信ヲ通スルコトニ使役セラル、常人、及氣球旅行者ニモ亦之ヲ適用ス。

第二十二條 軍勢ノ一部ニ居ラスシテ之ニ隨伴スル人、例ヘハ新聞紙ノ通信員、給養掛、用達商、等ノ類ニシテ敵手ニ陥ルトキハ兵戦上之ヲ必要ト認ムル間ハ何時マテモ拘留スルコトヲ得ルノミ。

(ハ) 間諜ニ就キ

第二十三條 間諜トシテ捕擒セラレタル人ハ俘虏ノ取扱ヲ受クルノ權ナシ。

第二十四條 交戦者ノ軍勢ニ屬スル人タリトモ偽裝ヲ爲サシテ敵ノ戦線地内ニ入りタルトキハ間諜ト看做スヘキニ非ス又公然公信ヲ齎ス傳令使

及氣球旅行者(第二十一條)モ間諜ト看做スヘキニ非ス

(戦時ニ於テハ間諜ノ行アリトシテ人ヲ問罪スルコト動モスレハ濫弊ニ陥リ易シ是ヲ以テ左ノ二條ヲ確守スルヲ要ス)

第二十五條 間諜トシテ論告セラル、者アルトキハ何人ニ限ラス審問ヲ經スシテ之ヲ處刑スルコトヲ得ス。

第二十六條 間諜ヲ行ヒテ後一旦敵ノ占領スル地域ヲ脱去シ了ヘタル者ハ後ニ至リ敵手ニ陥ルコトアリトモ脱去以前ノ行爲ニ對シ責問セラル、コトナシ。

(ト) 休戦旗ニ就キ

第二十七條 一方ノ交戦者命ヲ帶ヒテ他ノ一方ノ交戦者ト交渉ヲ爲スタメ白旗ヲ以テ敵軍ニ詣ル人ハ侵害スヘカラス。

第二十八條 前條ノ人ハ鼓吹手、旗手及其ノ必要アルトキハ先導者及通辭各一名ヲ隨伴セシムルノ權アリ、此等諸人モ亦侵害スヘカラス。

〔凡ソ戰使ナル者ハ唯タ仁義ヲ行フ爲ニ例ヘハ傷兵護送、擄虜之ヲ發スルコトヲ要スル場合モアレハ歸スルニ不可害ノ特權ヲ以テスヘキコト明白ナリ、然レトモ之ニ因リ他ノ一方ニ不利益ヲ被ラスニ至リテハ則チ不可ナリ、因テ左ノ規程アリ〕

第二十九條 休戰旗ヲ送ラレタル司令官ハ必スシモ之ヲ請受スヘキ義務ナシ。

第三十條 休戰旗ヲ請受スル司令官ハ其ノ戰線地内ニ敵ノ現在スルヨリ起ルヘキ不利益ヲ防止スルニ必要ナル總ヘテノ方策ヲ施スノ權アリ。

休戰旗携帶者即チ戰使及其ノ隨伴員ハ之ヲ請受スル敵ニ對シ舉止誠信ヲ以テスルノ義務アリ（第四條）

第三十一條 休戰旗携帶者若シ敵ノ信任ヲ濫用シタルトキハ一時拘留セラレ、コトアルヘク、詭偽ヲ以テ敵ヲ欺ク爲ニ其ノ特權ヲ使行シタルノ證據アルニ於テハ不可害ノ權ヲ失フモノトス。

乙物ニ對スル行爲ノ條規

（イ）強暴加害ノ方便ニ就キ（砲擊）

〔無用ノ慘害ヲ許サ、ルノ規程（第四條）ニ依リ極端ノ強暴加害ヲ緩化スルヲ要ス、因テ〕

第三十二條 左ノ諸事ハ之ヲ禁ス

（イ）分捕ヲナスコト、但シ攻撃ニ依リ市邑ヲ陷レタル場合ニ於テモ猶ホ之ヲ許サス

（ロ）公有又ハ私有ノ財産ヲ破壊スルコト、但シ戰爭ノ必要万止ミ難キ場合ハ此ノ限ニ在ラス

（ハ）防守セザル場所ヲ襲撃シ及砲擊スルコト

〔交戰者ニ於テ堡砦及其ノ他敵ノ屯集スル處ニ對シ砲擊ヲ加フルノ權アルハ疑フ可カラス、然レトモ此ノ強暴ヲ制シテ成ルヘク其ノ結果ヲ敵ノ軍勢及其ノ防戰方策ノ外ニ及ホスナキコトヲ勉ムルハ仁愛主義ノ命

スル所ナリ

第三十三條 攻撃軍司令官ハ砲撃ヲ加フルニ先タチ百方盡カシテ其ノ意志ヲ當該地方官廳ニ通スルノ義務アリ、但シ突撃ト同時ニ砲撃ヲ加フル場合ハ此ノ限りニ在ラス。

第三十四條 砲撃ノ場合ハ教法、技藝、學術及仁恤ノ爲ニ設ケタル建築及病院並ニ病者、傷者ヲ居ラシムル場處ヲ成ル可ク加害ノ外ニ措クニ必要ナル總ヘテノ手段ヲ施スヘキモノトス、但シ此等ノ場所ヲ直接又ハ間接ニ防禦ノ爲ニ利用セサル場合ニ限ル。

攻圍ヲ被ル者ハ顯著ナル標識ヲ定メテ豫メ之ヲ攻圍者ニ通知シオキ此ノ標識ヲ以テ此等ノ場所ヲ表示スヘキ義務アリ。

(ロ) 治療用品ニ就キ

〔傷者保護ノ規程(第十條以下)アルモ病院ニ對シ特別ノ保護ヲ加フルニ非サレハ無効ニ歸スヘシ是ヲ以テ赤十字條約ニ基キ左ノ諸條ヲ設ク〕

第三十五條 軍隊處用ノ戰地假病院及陸軍病院ハ局外中立ト看做シ患者若クハ負傷者ノ該病院ニ在院スル間ハ交戦者之ヲ保護シ尊敬シテ侵害スルコト勿ルヘシ。

第三十六條 前條ノ規程ハ患者及負傷者ヲ收容シテ之ヲ看護スル民屋又ハ民屋ノ一部分ニモ適用ス。

第三十七條 戰地假病院及陸軍病院ハ兵力ヲ以テ之ヲ守ルトキハ其ノ局外中立タルノ資格ヲ失フモノトス、但シ警察ヲ守衛ニ用ヰルハ妨ケナシ。

第三十八條 陸軍病院ノ器具什物等ハ交戦條規ニ從テ處置スヘキモノナリ、故ニ該病院附屬ノ各院ハ其ノ退去ノ際各自ノ私有品ヲ除クノ外爾餘ノ物品ヲ携帯スルコトヲ得ス、但シ戰地假病院ハ前項ノ場合ニ於テモ其ノ器具什物等ヲ保有スルコトヲ得。

第三十九條 前條規定ノ場合ニ於テハ戰地假病院ナル名稱ハ野戰病院及其ノ他病者及傷者ヲ受容スル爲戰地ニ於テ軍隊ニ隨從スル臨時病院ニ適用

スルモノトス。

第四十條 病院戰地假病院並ニ患者及負傷者ノ輸送ニ使用スル人員及物件ヲ表示スル爲白地ニ赤十字ヲ畫シタル顯明ナル旗章及制服ヲ用井且必ス之ニ國旗ヲ副フヘシ。

第二款 被占領地

(甲) 定義

第四十一條 一ノ境域ヲ以テ占領セラレタリト爲スハ敵軍ノ侵襲ヲ受ケタル結果トシテ所轄ノ國家カ事實上此ノ境域内ニ於テ其ノ平生行フ所ノ權力ヲ行フコトヲ停メ、侵襲セル國家ノ外能ク秩序ヲ保持スルノ地位ニ在ル者ナキニ至リタル時ニ存ス、其ノ占領ノ範圍及期限ハ此ノ事情ノ現存スル場合及時日ノ際限ニ依リテ定マル。

(乙) 人ニ對スル行爲ノ條規

〔臨時政府ノ變更セルカ爲ニ新シキ關係ヲ生ス依テ左ノ諸條アリ〕

第四十二條 占領軍ノ軍衙ハ成ル可ク速ニ其ノ行フ所ノ權力並ニ占領ノ地域ヲ被占領地ノ住民ニ告知スヘキ義務アルモノトス。

第四十三條 占領者ハ其ノ權内ニ存スル總ヘテノ方策ヲ用井テ公共ノ秩序ヲ回復シ及保持スヘキモノトス。

第四十四條 占領者ハ其ノ邦土ニ於テ平時ニ有効ナリシ法令ヲ成ル可ク保存シ、必要ノ場合ニ限り變更シ、中止シ又ハ廢除スヘキモノトス。

第四十五條 各種ノ文官ニシテ引續キ其ノ職務ヲ執行センコトヲ承諾スル者ハ占領者ノ保護ヲ受クヘシ。

占領者ハ何時ニテモ彼等ヲ罷免スルコトヲ得ヘク、又彼等ハ何時ニテモ辭職スルコトヲ得ヘシ。彼等其ノ自由ノ意志ヲ以テ承受シタル義務ニ背クトキハ唯タ之ヲ懲戒ノ處分ニ付スルニ止マルヘキモノナリ。彼等ニ於テ敵ノ信任ヲ賣ラントシタルトキハ即チ本國政府ニ内應シテ占領者ヲ敵ノ信任ヲ賣ラントシタルトキハ必要ニ應シ如何ニ處罰スルモ可ナリ。

第四十六條 緊急ノ場合ハ占領者ニ於テ占領地ノ住民ニ命シテ地方行政ノ事務ヲ補助セシムルコトヲ得。

〔占領ハ住民ノ國籍ニ變更ヲ來タスニ非サルヲ以テ左ノ各條アリ〕

第四十七條 占領地ノ民衆ヲ強制シテ敵ノ權力ニ對シ忠順又ハ服從ノ誓ヲ爲サシムルコトヲ得然レトモ占領者ニ對シ敵抗ノ行爲アル者ヲ罰スルハ妨ケナシ(第一條參照)。

第四十八條 占領地ノ住民ニシテ占領者ノ命令ニ從ハサル者ハ之ヲ強制スルコトヲ得ヘシ。

然レトモ占領者ハ住民ヲ強制シテ其ノ攻防ノ工事ヲ助ケシメ又ハ其ノ本國ニ敵對スル作戰ニ與ラシムルコトヲ得ス(第四條參觀)。

第四十九條 人命、婦德、信教及禮拜ノ形式ハ尊敬セサルヘカラス、又勉メテ家族ノ生活ニ干涉スルコトヲ避クヘシ。

(丙)物ニ對スル行爲ノ條規

(イ)公有財産

〔占領者ハ占領地ヲ支配スル爲ニ或ル關係ニ於テ合憲政府即チ從來其ノ土地ヲ支配シタル

政ニ代ルト雖亦無限ノ權力ヲ有スルニ非ス、其ノ土地ノ運命結局スル

マテ(換言セハ和約ノ成ルマテ)占領者ハ直接ニ作戰ノ用ニ供スヘキモノヲ除ク外敵ノ財産ヲ自由ニ處分スル權ナシ、是ニ於テ左ノ各條アリ〕

第五十條 占領者ノ領取スルコトヲ得ヘキハ國有ニ屬スル金圓及債權(有價證券ヲ包含ス)、兵器、彈藥及概シテ兵戰ノ用ニ供スヘキ國有動産ニ限ル。

第五十一條 運輸ノ方便(國有鐵道及其ノ列車、國有船舶等)並陸上電信、海底電信ハ占領者ノ使用ニ供スル爲之ヲ差押フルコトヲ得ルノミ、戰爭ノ必要止ムヲ得サル場合ノ外ハ之ヲ破壊スルコトヲ禁ス、平和ニ復スルトキハ現狀ノ儘之ヲ返還スヘシ。

第五十二條 占領者ハ敵ノ國有ニ屬スル不動産、即チ家屋、森林、農地等ヲ使

用シ及之ニ對シ行政事務ヲ行フコトヲ得ルニ止マル。

敵ノ國有不動産ハ之ヲ離權スルコトヲ得ス、且之ヲ完全ニ保管セサルヘカラス。

第五十三條 市町村及之ニ類スル團體ノ財産、教法、仁恤、及教育上ノ設營ニ屬スル財産、並ニ學術技藝ノ爲ニ存スル財産ハ略取ノ外タルヘシ。

總ヘテ此等ノ目的ノ爲ニ存スル建築、並ニ歴史上ノ紀念物、文庫、及學術技藝ノ製作品ハ戰爭ノ必要斷然止ムヲ得サル場合ノ外之ヲ壞毀シ若クハ故意ニ損害スルコトヲ禁ス。

(ロ)私有財産

〔占領者ノ權力ニシテ既ニ敵ノ國有財産ニ對シ制限セララル、以上ハ一私人ノ財産ニ對シテ制限セララル、コト固ヨリ明ナリ〕

第五十四條 私有財産ハ一個人、團體、會社及其ノ他何等ノ主体ニ屬スルヲ問ハス、之ヲ尊敬スヘシ、之ヲ沒收スルコトヲ得ルハ下ノ數條ニ指定シタ

ル場合ニ限ル。

第五十五條 運輸ノ方便(鐵道及其ノ列車、船舶等)電信、兵器及軍需品ノ倉庫ハ一個人又ハ會社ノ所有ニ屬スルニ拘ラス略取スルコトヲ得ヘシ、然レトモ成ル可ク和約成ルノ時ニ至リ之ヲ返付スヘシ、且其ノ所有主ニ負ハシメタル損失ヲ賠償セサルヘカラス。

第五十六條 現品供給(徵發)ヲ一地方又ハ一個人ヨリ要求スルハ一般ニ認メラレタル戰爭ノ必要ニ相當スヘク、且其ノ邦土ノ資力ニ比例スルヲ要ス。

徵發ハ占領地司令官ノ特別ノ准許アルニ非サレハ爲スコトヲ許サス。

第五十七條 占領者ニ於テ租稅及賦課ヲ徵スルコトヲ得ルハ被占領國ニ於テ從來設定シタル所ニ限ル、即チ之ヲ以テ行政ノ費用ニ充ツヘク、其ノ之ニ充ツルノ額モ亦合憲政府ノ同途ニ支出セシ額ニ依ルヘシ。

第五十八條 占領者ニ於テ用金徵收ヲ爲スコトヲ得ルハ未納ノ罰金、又ハ

未納ノ租税、又ハ差出スヘクシテ差出サ、ル現品供給ニ代フル金額ニ限
ル。

用金徴收ハ主長將官又ハ占領地ニ設ケタル最上行政官衙ノ命令ニ依リ其
ノ責任ヲ以テスルニ非サレハ課スルコトヲ得ス且其ノ比率ハ成ル可ク從
來ヨリ存シタル納税ノ比率ニ依ルヘシ。

第五十九條 軍隊宿舍及軍用徴收ヨリ起ル負擔ノ割付ケヲ爲スニ於テハ一
個人カ負傷者ノ救護ニ熱心ナルノ度ヲ酌量スヘシ。

第六十條 軍用徴收ノ金額並ニ代價未済ノ徵發物品ニ對シテハ領收書ヲ交
付スヘシ、此等ノ領收書ヲ遺漏ナク且適當ノ形式ヲ以テ交付スルコトヲ
確保スル爲ニ手續キヲ一定スルヲ要ス。

第三款 俘虜

(甲) 擒狀 俘虜タル地位ニ在
ル者ノ状態ヲ云フ

〔監守ハ俘虜ニ被ラス刑罰ニ非ス、又讎仇ノ沙汰ニ非ス、唯タ一時ノ拘留

ニシテ全ク罪惡ノ性質ナキモノナリ、即チ下ノ數條ニ於テハ一方ニ於
テ俘虜ニ加フヘキ尊敬ヲ計リ他ノ一方ニ於テ其ノ監守ヲ強固ニスルノ
必要ヲ量リタリ〕

第六十一條 俘虜ハ敵ノ政府ノ處分ニ屬ス、之ヲ捕擒シタル一個人、又ハ軍
隊ノ處分ニ屬スルニ非ス。

第六十二條 俘虜ハ敵ノ軍隊ニ於テ有効ナル法律規則ニ服従スル義務アリ。

第六十三條 俘虜ハ仁愛ヲ以テ取扱フヘキモノトス。

第六十四條 凡ソ俘虜ノ一身ニ屬スルモノハ兵器ヲ除ク外永ク其ノ所有タルヘシ。

第六十五條 俘虜ハ尋問ニ從ヒ其ノ真正ノ官氏名ヲ以テ答フヘキモノト
ス背クトキハ自己ト同様ノ地位ニ立ツ他ノ俘虜ノ享有スル緩典ノ全部又
ハ一部分ヲ削ラル、コトアルヘシ。

第六十六條 俘虜ハ市邑、城塞陣營又ハ其ノ他ノ場所ニ留置シ境界ヲ確定シテ之ヲ踰ユルコトヲ禁スヘシ、然レトモ之ヲ一屋舎内ニ監禁スルハ堅固ニ拘留スル爲ニ此ノ如キ監禁ヲ必要トスル場合ニ限ルヘシ。

第六十七條 違令ニ對シテハ之ヲ監制スル爲ニ必要トスル限り嚴重ナル制裁ヲ用ヰルモ妨ケナシ。

第六十八條 逃走スル俘虜アルトキハ降服ヲ號令シタル後之ニ對シ兵器ヲ用ヰルコト例ハハ射ヲ得。

逃走スル者若シ其ノ軍ニ歸着スル前ニ又ハ捕者ノ權下ニ屬スル土地ヲ脱去スル前ニ再ヒ捕獲セラレタルトキハ之ヲ罰スヘシト雖其ノ罰ハ全ク懲戒ノ性質ニ出ツヘシ、或ハ普通俘虜ヲ遇スルヨリモ更ニ嚴重ナル監制ヲ被ラスコトヲ得。一旦逃脫ヲ遂ケタル後再ヒ捕擒セラル、者ハ罰セラル、コト無シ然レトモ若シ前ニ逃脫セサルノ宣誓ヲ爲シタル者ナルトキハ俘虜タルノ權利ヲ失フ即チ罪人トシテ。處罰セラレヘシ。

第六十九條 俘虜ヲ抑留スル政府ハ之ヲ扶持スル義務アリ。

扶持ニ關シ交戰國ノ間ニ別ニ契約ナキ場合ハ捕者タル國家ノ軍隊カ平時ニ於テ受クル所ニ等シキ被服食料ヲ給與スヘシ。

第七十條 俘虜ハ如何ナル方法ヲ以テスルモ交戰ノ作用ニ與ラシムヘカラス、又其ノ本國又ハ軍隊ニ關スル報告ヲ爲スコトヲ強迫スヘカラス。

第七十一條 俘虜ハ之ヲ戰場ニ於テ實行スル作業ト何等直接ノ關係ナキ政府ノ作業ニ使用スルコトヲ得ヘシ。但シ其ノ勞働ノ種類又ハ分量ハ彼等ヲ疲衰セシムルモノナラサルヲ要シ、又之ニ命スル工事ハ若シ軍隊ニ屬スルモノナレハ其ノ軍人トシテノ分限ヲ辱シムルコトナク、軍隊ニ屬スルモノニ非サレハ其ノ官職又ハ社會上ノ地位ヲ辱シムルコトナキヲ要ス。

第七十二條 俘虜民間ノ傭役ニ從フコトヲ許ス場合ニ於テハ其ノ給料ハ監守スル政府之ヲ收メ、必要ノ場合ニ於テ先ツ扶持ノ費用ヲ控除シ、餘分アレハ之ヲ彼等ノ豫樂ニ供スル爲ニ支出シ、或ハ解放ノ時ヲ以テ彼等ニ交

付スヘシ。

〔捕擒シタル敵ヲ抑留スルヲ正當トスル理由ハ戦争ノ繼續スル間ノミ
存立スルモノナリ故ニ左ノ規程アリ〕

第七十三條 俘虜ノ擒狀ハ和睦ノ約成ルトキ自然ニ消滅ス、然レトモ實際
之ヲ解放スル時期及方法ハ關係政府ノ合意ヲ以テ定ムル所ニ依ル。

第七十四條 擒狀ハ一般解放ノ爲ニ定メタル期日ニ至リ自然ニ止ム病者負
傷者ノ場合ハ治療ノ後再ヒ戰役ニ堪ヘスト認メタル時ヲ以テ止ム。

捕者タル政府ハ彼等ノ戰役不能ヲ認定シタルトキハ直ニ本國ニ返送スル
義務アリ。

第七十五條 俘虜ハ交戰國ノ間ニ締結シタル交換規約ニ依リ解放セラル、
コトアリ。

第七十六條 俘虜ハ其ノ本國ノ法律之ヲ禁セサルトキハ宣誓ノ上解放セラ
ル、コトヲ得。宣誓ノ條件ハ之ヲ明細ニ規定スヘシ。解放ヲ受ケタル者

ハ其ノ名譽ヲ賭シテ自ラ約諾シタル所ヲ綿密ニ履行スル義務アリ。彼等
ノ政府ハ彼等ノ誓旨ト相容レサル各種ノ勤務ヲ彼等ニ要求シ又ハ彼等ヨ
リ承受スルコトヲ得ス。

第七十七條 俘虜ヲ強迫シテ宣誓ノ上解放ヲ受ケシムルコトヲ得ス。之ト
同様ニ敵ノ政府ハ宣誓ノ上解放セラレントスル俘虜ノ要求ヲ容ルヘキ義
務ナシ。

第七十八條 宣誓ノ上解放ヲ受ケタル俘虜其ノ誓約シタル政府ニ反對シテ
兵器ヲ取ルニ際シ再擒セラル、トキハ俘虜タルノ權利ヲ奪ハル、但シ其
ノ解放以後ニ締結セラレタル交換規約ニ於テ無條件ニ交換シタル俘虜中
ニ包含セラル、場合ハ此ノ限りニ在ラス。

第四款 中立地内被留置者

〔中立國ハ交戰者ヲ補助スヘカラス、就中交戰者ヲシテ其ノ領地ヲ利用
セシムルハ中立ノ義ト相容レサルコト一般ニ認メラレタル所ナリ然レ

トモ仁愛ノ主義ヨリスレハ殺傷捕擒ヲ避クル爲ニ庇隠ヲ請フ者ヲ拒絶スルノ義務ヲ認メ難シ、是ニ於テ此ノ二ノ必要ヲ交和スル爲ニ左ノ數條アリ

第七十九條 中立國若シ其ノ領地内ニ交戦者ノ軍勢ニ屬スル軍隊若クハ諸人ノ庇隠ヲ求ムル者アルトキハ之ヲ成ル可ク戦地ヨリ遠隔セル所ニ留置セサルヘカラス。

若シ中立國ノ領地ヲ作戦ノ方便ニ使用セントスル者アルニ於テモ前項同然ノ處分ヲ爲スヘキ者ナリ。

第八十條 留置スル諸員ハ之ヲ陣營ニ置キ、或ハ城塞又ハ其ノ他ノ安全ナル場處ニ拘禁スルコトヲ得ヘシ。

士官公許ナクシテ中立地境ヲ脱出セサル旨ヲ誓約スル者アルトキ立誓ノ上之ニ自由ヲ與フヘキヤ否ハ中立國之ヲ決定ス。

第八十一條 被留置者ノ給養ヲ規定スル特別ノ條約ヲ缺クトキハ中立國其

ノ食物被服ヲ支結シ且其ノ他ノ方法ニ依リ仁愛ノ爲ニ必要トスル範圍ニ於テ之ヲ保育ス。

中立國ハ被留置者カ中立地内ニ入ルニ際シテ所持シタル戦具ヲ保管ス。和約ノ上又ハ其ノ以前ニ於テ成ルヘク速ニ被留置者ノ屬スル所ノ交戦國ヨリ中立國ニ對シ留置ノ費用ヲ辨償スヘシ。

第八十二條 千八百六十四年八月二十二日ノ赤十字條約(上文第十條ヨリ第十八條マテ並ニ第三十五條ヨリ第四十條マテ及第七十四條参照)ハ中立地内ニ庇隠ヲ求メ、又ハ此ニ移サレタル病院所屬員並ニ病者負傷者ニモ之ヲ適用ス。

第八十三條 病者負傷者ニシテ俘虜ニ非サル者ハ中立地内ヲ經テ之ヲ移送スルコトヲ得ヘシ、但シ之ニ隨件スル者ハ病院所屬員ニ限ルヘク且之ト俱ニ運搬スル物品ハ病者負傷者ノ爲ニ必要ナルモノニ限ルヘシ病者負傷者ヲシテ其ノ地内ヲ通過セシムル中立國ハ右ノ條件ノ嚴重ニ履行セラレ

シユトナ確保スル爲ニ必要ナル各種ノ手段ヲ施スヘキ權利アリ。

第三部 罰則

〔前數條ニ違反スル者アルトキハ所轄ノ交戰國ニ於テ審理ノ末之ヲ處罰スヘキモノナリ〕

第八十四條 戰爭ノ條規ヲ犯ス者ハ其ノ國ノ刑律ニ規定スル所ニ依リ處罰セラルヘシ。

〔然レトモ處罰ニ依リ戰規違反ヲ制止スル方法ヲ用ウヘキハ犯者ニシテ被害者ノ權内ニ在ル場合ニ限レリ、若シ其ノ權力ノ及ハサル所ニ在ルトキハ此ノ方法ヲ用ウヘカラス、故ニ被害者ハ其ノ所犯重大ニシテ戰規勵行ノ必要上止ムヲ得サルニ於テハ報復手段ニ依ルノ外ナシ、報復手段ノ時ニ使用セサルヘカラサルハ慟嘆スヘキ所ニシテ寧ロ他人ノ罪ヲ以テ不辜ヲ罰セス敵戰規ニ背クモ我レ之ヲ守ルヘキノ一般原則ニ

對スル例外トシテ見ルヘキモノナリ。報復ヲ行フノ權ハ左ノ規則ニ依リ之ヲ緩化スヘシ。

第八十五條 故障ノ原因タリシ侵害ヲ賠補シタル上ハ報復ヲ許サス。

第八十六條 報復ノ已ム可カラサル重大ノ場合ニ於テモ其ノ性質及範圍ハ敵ノ爲シタル戰規違反ノ度外ニ出ツヘカラス。

報復ハ司令長官ノ允許ヲ以テスルノ外之ヲ行フコトヲ得ス。

報復ハ如何ナル場合ニ於テモ仁義道德ノ法ニ違フコトアルヘカラス。

陸軍大學校
編輯部
昭和八年五月
發行

明治廿七年八月十一日印刷

明治廿七年八月十五日發行

(定價金壹圓)

陸軍大學校



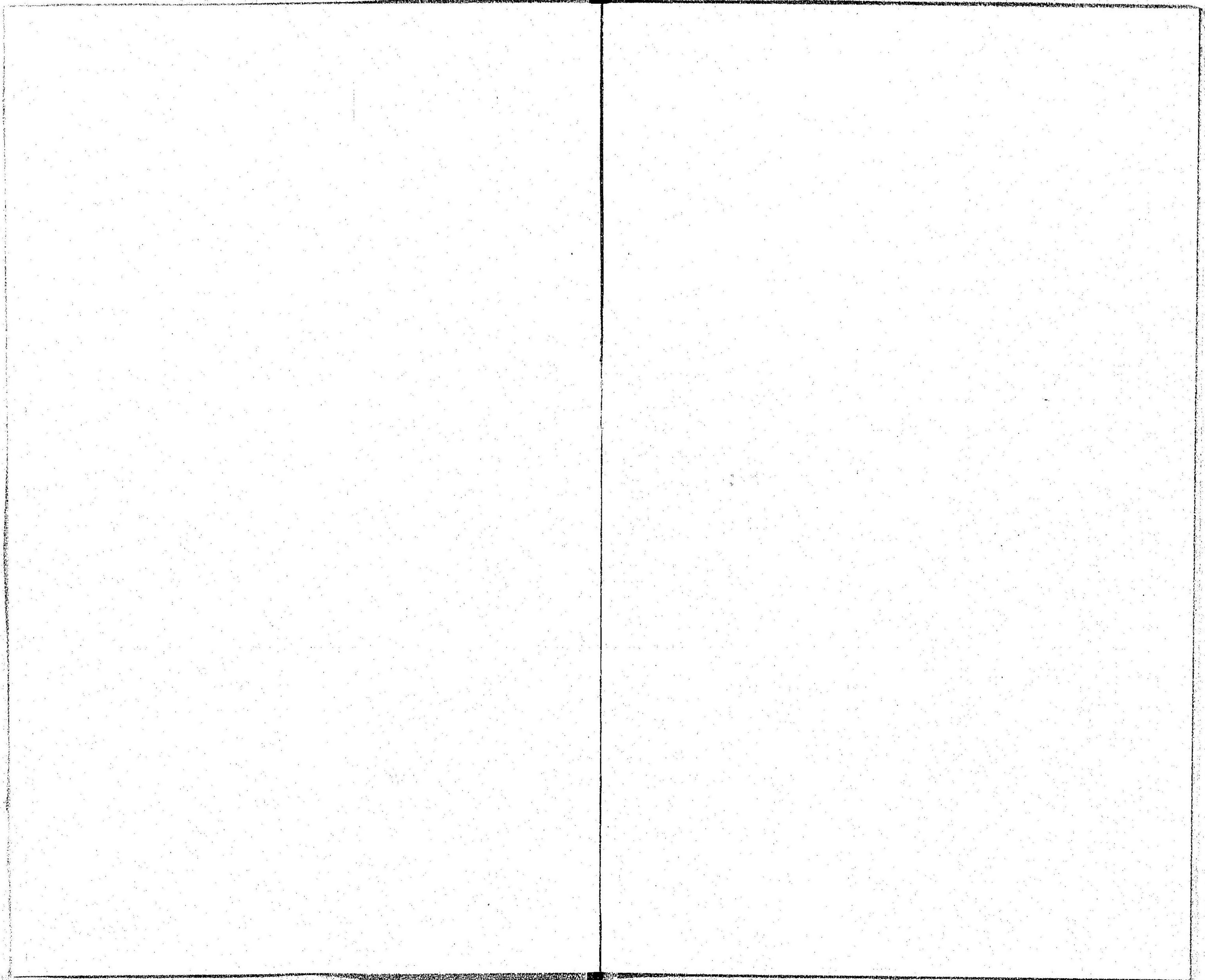
印刷者 武田文八

東京市芝區愛宕下町二丁目二番地

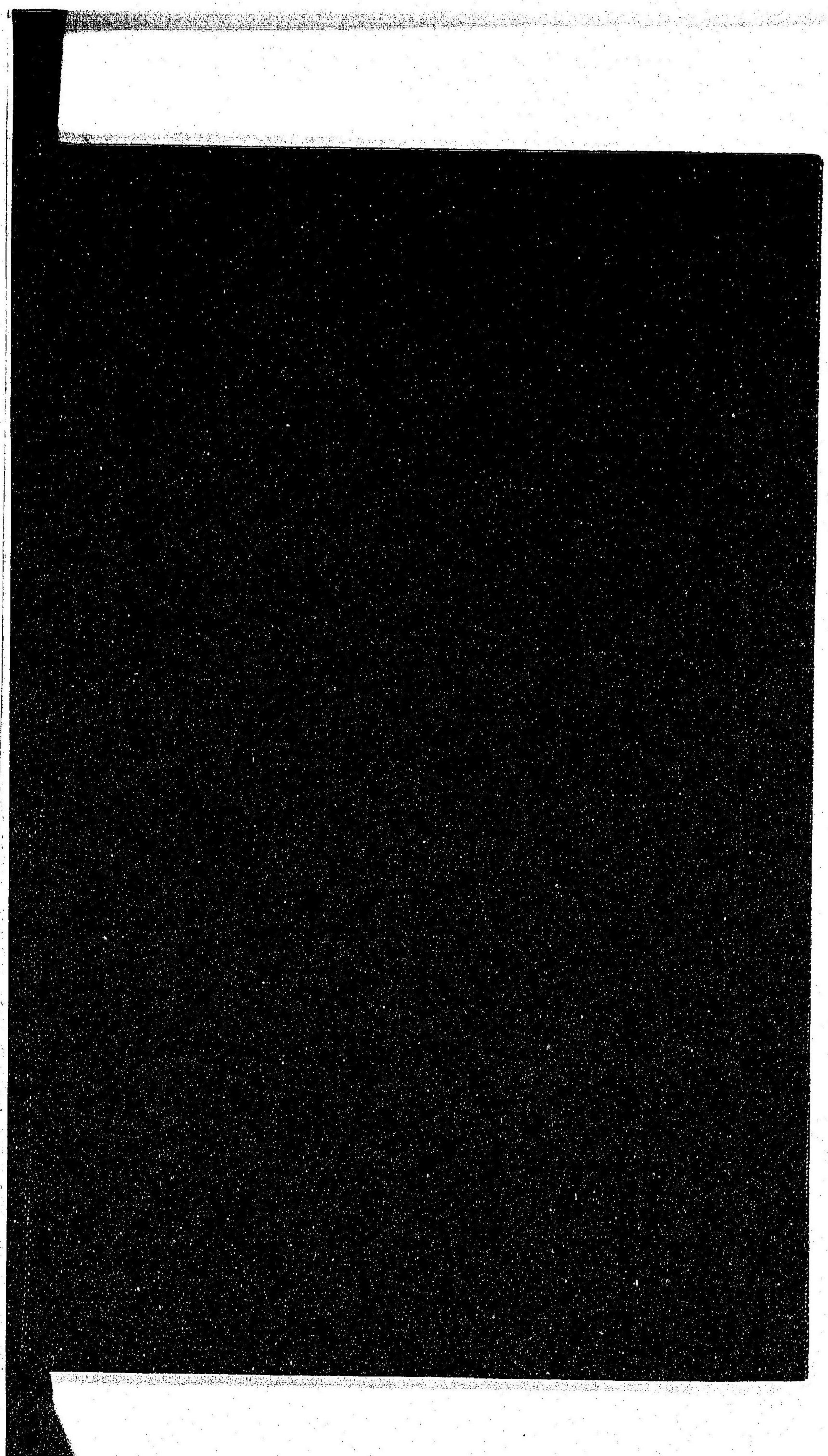
印刷所 忠愛社

東京市京橋區八官町十九番地

IL 3N17







039424-000-6

44-296

万国戦時公法

有賀 長雄 / 編

M27.8

BCD-0255



